

季刊

労働総研

クォーターリー

1997年春季号

No.26

●過労死の救済と予防

特集 消費税と財政民主主義

日本における「財政危機」論と労働者・国民
政府・財界の財政政策と消費税闘争
社会保障・福祉財源と97年度予算案

山田 信也

鷺見 友好

村上 晴男

草島 和幸

国際・国内動向

イタリア労働組合運動をどう見るか

同志社大学国際シンポジウム

社会政策学会第93回大会の報告と討議

産業空洞化と地域雇用問題—岐阜県を事例として—

高木 督夫

高島 進

庄司 博一

木村 隆之

書評・新刊紹介

『シリーズ労働運動』全15冊

『「規制緩和」「地方分権」と労働行政のあるべき方向』

ほか

辻岡 靖仁

上条 貞夫

労働運動総合研究所

労働総研クォーター

第26号 (1997年春季号)



目

次

●過労死の救済と予防	山田 信也	2
------------	-------	---

特集 ● 消費税と財政民主主義

■日本における「財政危機」論と労働者・国民	鷺見 友好	8
■政府・財界の財政政策と消費税闘争	村上 晴男	15
■社会保障・福祉財源と97年度予算案	草島 和幸	25
—財界戦略を忠実に実行する橋本内閣「6つの改革」批判—		

国際・国内動向

■イタリア労働組合運動をどう見るか	高木 督夫	32
■同志社大学国際シンポジウム	高島 進	38
—日本およびスウェーデンにおける仕事・リハビリテーションおよび福祉—		
■社会政策学会第93回大会の報告と討議	庄司 博一	41
■産業空洞化と地域雇用問題—岐阜県を事例として—	木村 隆之	44

書評 ●『シリーズ労働運動』全15冊	辻岡 靖仁	49
--------------------	-------	----

新刊紹介 ● 労働行政のあり方に関する研究会編『「規制緩和」「地方分権」と労働行政のあるべき方

向』上条 貞夫 ● 全労連女性部編『仕事・職場と家庭に関する調査』報告書 桜井 絹江

● 日本科学者会議公害環境問題研究委員会編『21世紀型企業の環境保全戦略』館 浩道

● 次号予告

51 ● 編集後記

54

過労死の救済と予防

山田 信也

1. 今日の過労死

過労による死亡は、昔からあった。しかし、それを「過労死」という言葉で表現したのは「過労死―脳・心臓系疾病の業務上認定と予防」（上畑鉄之丞、田尻俊一郎編著、労働経済社、1982年）という書物が最初である。上畑をはじめとする著者たちが、1970年代の在職中死亡の実態を分析し、過労による死亡の労災認定の取り組みの経験をまとめる中で、今日の社会の矛盾を明快に示す「過労死」という概念を抽出した意義は極めて大きいものであった。

考えてみれば、戦前は、労働者の長時間に及ぶ危険で過重な労働、低い賃金、栄養の不足、保健・医療・福祉などの社会的な条件の不備などが重なり合い、過労による病気や死亡が生じていた。昔の過労死の背景には社会的な困窮の時代の諸々の因子がからみあっていた。

しかし、こうした過労による死亡の背景は、第二次大戦を境にして、とくに戦後の高度経済成長期を境にして、大きく変化した。今日の過労死は、以前と異なり、生活条件や医療、労働保護などの社会的な条件が改善され、平均寿命が世界一となり、企業の活動も経営も著しい繁栄を誇る時代に起こっている。機械化・自動化の普及によって以前に比べ労働でのエネルギー消費が減少したメリットは労働者に還元されず、逆に実働率が高められ、また労働は神経緊張の強いものになり、さらに残業・夜勤が増加した。労働者は企業が強制した労働のプログラムによって支配され、その影響は生活の内容を歪ませ、人格の劣化さえおこっている。それが今日の過労死の背景である。

労働者は健康保険制度が普及した社会で、医療機関が発達した都市で、十分な医療や配慮を受けずに死んでいる。使用者の行う健康診断で異常が指摘されながらも、適正な仕事への配置がなされずに、長時間・過密労働や深夜勤務を強いられ、健康異常と業務の負担が共働影響を生んでいる。

医学報告や過労死110番の事例分析から過労死例を産業別に見れば、製造業から運輸、通信・放送、出版・印刷、金融・保険、公務、サービスなど広範な産業に及んでいる。その職種は、現場にとどまらず事務部門に及び、管理職をも含んでいる。

今日の「過労死」は、まさに豊かな日本の社会のパラドックスである。

2. 過労死裁判で争われたこと

（1）過労死裁判に関わって

過労死裁判に関わった私の最初の経験は、名古屋市下水処理場で夜勤中に死亡した松川さんの公務上認定申請を却下した地方公務員災害補償基金名古屋支部の結論を覆すことを求めた裁判である。裁判は1975年に始まり、原告勝訴で1979年に終わった。

それ以来、私は幾つかの過労死裁判に関わり、他の地方での裁判の資料を読む機会にも恵まれた。その中で、私は特に労働と健康の関連についての原告、被告の主張、裁判所の判断を対比させてみた。そこには今日の労働の健康影響についての考え方の基本的論争があった。その幾つかを記し、私の考えを述べてみたい。（事例としては、労働基準監督署長の判断の是非を問われて被告の立場にたった国側の反論を取り上げた。）

（2）病気の自然史

国は、原告労働者の死亡は病気の自然の経過による死亡であって、業務の負担とは関係がないと反論する。

「疾病の自然の経過」という概念の内容は、過去の医療や社会生活などの諸条件の歴史的な経過の上になりたっている。その意味では不変なものではなく、進んだ病因の探求と診断の方法、新しい治療と労働条件・生活条件・生活習慣等の改善などによって病気の自然史を変えることが出来る。

こうした観点から見れば、病気の進展の過程、その終末の破綻へ至る過程のなかに、どのような条件があったら病気の進展は防げたか、破綻は防げたかという検討こそ重要な分析の視点だということがわかるだろう。それは事故再発防止の原因分析の原則と同じであり、そうしてこそ、過労死を生みだした背景因子を客観的に明らかにし、あわせて予防に役立てることができるのである。

(3) 業務の過重性

国は、長時間の労働や夜勤があっても、他の労働者がそれに耐えていれば、「業務は他の者と比べて過重ではない」と主張する。

外からの負荷に対する人間の受けとめ方、反応の大きさ、それが繰り返される際の影響の累積結果は、個々人によって同じでなく、特に健康な労働者と、なんらかの健康異常、疾病を持った労働者を比べた場合、両者にかかる負荷が同じでも、両者が負担として感じる程度や負荷への反応の内容は大きく異なるのは医学的に明らかである。

上畑は「過労死の研究」(日本プランニングセンター、1993)の中で、労働省の専門家達が、WHOの労働関係疾患に関する報告の基礎になった国際的な諸研究のなかに、高血圧や動脈硬化などの基礎疾患のある労働者への作業負荷が健康者と異なること、心理的・身体的な作業負荷に対する高血圧患者などの反応が正常血圧者と異なること、高血圧患者や虚血性心疾患患者の労働適性が正常者と異なること、などの報告があることを見過ごしていると指摘している。

国は、認定の基準が全ての人に平等であることが必要であるから、個々の人によって異なる負担を基準の中には組み込めないという。これは詭弁である。

観察すべきは、負荷が、その人の健康状態を悪化させたり、病気を予測される推移以上に悪化させたりするものであったか否かなのである。

これに関して、最高裁事務総局行政局発行の資料(行政・労働・知的財産権関係事件時報42号)は、次のような考え方を記している。「基礎疾病を有しながら通常の勤務に就いている者にとって、その基礎疾病を有意に悪化される可能性のある業務は危険を内在したものであり、そのような業務に就いたことにより基礎疾病が有意に悪化した場合には、業務とその結果との間には相当因果関係を肯定しうることになる。」注目すべき指摘ではないだろうか。

(4) 継続影響と直前影響

国は、発症に関わる影響は直前が最強で、日を遡るほど薄くなると主張する。

この見解は、死亡にいたる病的状態が準備されていく過程を問題にせず、病的状態の破綻—死亡の引き金になった発症(脳出血、心筋梗塞など)のみを問題とした考え方である。年余に及ぶ長時間労働、夜勤労働が継続して存在し、これが蓄積疲労、ストレス状態を生み、高血圧を悪化させたりする事態が同僚、家族によって、時には医師によって認められ、作業の軽減が要請されているような経過があっても、発症直前の労働負担が通常であれば問題にしないという考え方は、医学的に見ても、社会的通念から見ても納得できないことである。原告勝訴の判決で、原告の主張、及び裁判所の見解が国の主張と大きく食い違うのはこの点である。

馬杉則彦(横浜労災病院副院長)は次のように記している(産業精神保健、4(1)、1996)。「脳血管疾患の認定基準について、その変遷を述べてきたが、学問の進歩が社会通念を上回っておらず、いわゆる医学的経験則を堂々と展開できないところに大きな問題を抱えているのが現状である。」この現状をこえて、労働者保護の法の救済は、積極的に展開され始めているのである。

(5) 健康管理の労働者責任と企業責任

国は、労働者の医療を受ける態度が悪いことを取り上げ、疾病がありながら健康管理に努めなかったから死亡に到った、と労働者の責任を指摘する。一方、同僚や世間の意見の中に、なぜ死ぬまで医者に

過労死の救済と予防

かからなかったのか、なぜ死ぬまで働いたのか、という問いかけがある。

病気を省みず働き続け死んだ労働者に、アメリカの心疾患のリスク・ファクターの研究から示唆された、積極的に行動に打ち込む「Aタイプ人間」という類型をあてはめることがある。しかし我が国の事例からは、仕事に向かって自らを駆け立ていくAタイプ人間を企業が作り出していると言わざるをえない。倒れて病室に運ばれながら、なおも、俺がいかなければ会社が危ない、と叫ぶ労働者の声は、それを訴えているのではないだろうか。

過労死に陥った人達の行動や反応を検討してみると、健康教育が効果を挙げえないほどに、大脳活動は仕事本位になっている。日常の生活のプログラムから、家族といっしょの人間らしい生活のプログラムが消え失せている。そこでは医師の言葉も重みを持たない、家族の制止の声も響かない、自分の心身の機能が破綻にひんして発する体内の危険信号も受けとめ得ない、そうした大脳の活動が労働者の行動をコントロールしているようである。労働者の大脳活動には人間的な自主性を基礎にした思考活動が存在していないかの如くである。企業が、教育や残業手当・昇進の評価によって、そうした労働者を作り出しているのではないか。

裁判では、病気の労働者のための教育や労働の措置を医師が指示したか否かがほとんど問われない。医師の証言で、労働者が薬だけもらって帰っていく、日常生活での医師の指示を守らない、酒を飲む、塩分が多いものを取り過ぎる、などがある。しかし現実には、労働者が厳しい労働に追いまわされ、医者にかかる積極性を失い、十分な教育も受けず、酒を飲んでストレスを紛らし、毎日の仕事に耐えていくことだけに関心が集中し、自身の健康をみつめる心のゆとりを失っていくことや、夜勤に従事する労働者が、間に合わせの食事ですませているうちに、良い味覚、良い食事の選択意識を失い、バランスの悪い食事を取るようになることが知られている。長時間、深夜交替勤務の連続は、生活の態度や内容、その習慣にまでも影響する。良くない労働は良くない習慣を生む。それは大切な医師の教育・指導の効果をマイナスにする。

さらに重要なことは、病気を持った労働者の仕事についての医師の配慮はあったか、その内容はどうかであったか、その配慮は、使用者の側に届いたか、それは受け入れられたかを検討することである。医師の配慮を受けた使用者の措置は、治療を有効にし、病状の悪化を食い止めるためには不可欠な問題である。しかし、裁判でそれらが検討されることは極めて少ない。

健康不調や病気の時に、企業が休養や受療のための休暇を保障していることが大切である。ドイツの多くの企業では、病休は労働者の当然の権利であり、企業の年度始めの要員計画の中に、有給休暇の完全取得、予測される病気休暇が考慮されているという。1996年10月に始まったドイツの労働者の病気休暇手当で削減をめぐるストライキは、こうした社会的な慣習が背景にある。しかし、日本の企業社会では、病休はおろか年休の完全取得をみこんだ要員は配置されず、一日8時間でこなさきれない仕事量が組み込まれ、病気になっても、我慢して出勤することが当たり前である。そうした職場の労働者に、積極的な受療を期待できるだろうか。

(6) 人間としての生活と労働のプログラム

国の主張を反面教師として考えれば、過労死を防ぐためには、自分の健康と家族との人生のために譲らないプログラムをもつことがいかに大切であるかがわかる。仕事がかたせないから、同僚に迷惑をかけてはいけなからといって、医者にかかるための休暇をとらずに働き続けて倒れたときには、療養を怠ったという健康管理の自己責任を問われるのである。無理をして働いて倒れれば、ほかの労働者が倒れていないのだから自分が弱かったのだ、と自分の体質の弱さだとされるのである。このことからの教訓は、健康の不調なときや病気の時は必ず休んで医者に行く、それを認めない企業では働かない、人のことを気にしては働かない、大事なことは自分と家族の人生だ、そのための生活のプログラムは譲らないことである。労働者にとって、国が問う労働者の自己管理責任とはこのようなものである。そうした自覚を一人一人の労働者が持ち、健康を損なう労働の改善を求める共同の行動を育てていくことが、過労死を無くす取り組みの基礎ではないか。こうした

観点に立てば、残業や夜勤を人間らしい健康や生活を理由にして回避する自由が保障されねばならないのではないか。

3. 過労死予防からほど遠い労基法

過労死を生む長時間と深夜の労働がなぜなくならないのか、それは日本には女性を除いて残業の上限と深夜労働の実施に関する法的な規則が存在しないからである。残業は労基法36条の残業に関する労使の協約さえあれば上限なく可能である。1997年1月末に労働省が発表した1996年の勤労統計結果（速報）では、30人以上の規模の事業所での年間総労働時間で95年との指数比較で所定内労働は0.2%の減少、残業は7.1%の増加である。そして常用雇用（パートを含む）労働者の総数は、95年比で0.4%減少、とくに製造業では2.2%減である。リストラによる人員削減を残業でカバーしたのではないかと疑われる。

すでに労働大臣の私的諮問機関として1969年に発足した労働基準法研究会は、労働安全衛生法制定の検討に続き、女子保護規定の検討を行い、1978年11月、女性の時間外・深夜勤にかんする保護規定を妊娠・出産に関するもの以外は撤廃することを提言していた。当時の労働者運動はこの提言を法案にすることを許さなかった。それから20年近くを経た今、労働者運動の弱体化と企業の強い規制緩和要求を受け、この提言が一気に法案化され国会に上程されようとしている。もしこれが実現されれば、日本は残業、深夜業の規制の無い国になる。このままでは、男性の過労死は女性にも広がり、家庭生活の自由な計画の可能性が奪われてしまい、家庭の崩壊さえ招きかねないという不安の声が起こっている。

4. 過労死の取り組みの発展

(1) 1970年代から80年代にかけて

在職死亡者の遺族が、死亡は過重な労働によるものとして労働基準監督署に労災認定を申請する件数は、1970年代に入って徐々に増えた。しかし厳しい認定基準に阻まれて、多くの事例は認定を却下され、その中から裁判に訴える事例が増え始めた。1960年代は6件、1970年代は16件、80年代は30件である。

弁護団は、労働省の認定基準の基礎である災害主

義の法理論を批判し、労働による疲労・ストレスの継続が基礎疾病を増悪させる、という共働原因説にたつ弁論を展開した。裁判での原告の勝訴件数は、1961～70年で3件、71～80年で8件、81～90年で16件で、徐々に増えて、判決の内容は注目すべきものとなっていった。すなわち、長時間の労働、深夜勤務の連続、過密な負担の大きい労働などに、高血圧その他慢性的の病気を持った労働者を、健康状態を考慮せずに配置したことの誤りを厳しく指摘し、発症の直前の過重性のみを論じる労働省の認定基準は誤りである、そうした不当な労働を負荷しながら労働者の療養態度を批判することは是認できない、などである。

こうした経過は過労死問題が、高度経済成長期の産業公害について、企業と政府の責任を裁判によって問い、その判決を基礎に一層大きな運動を展開し、それによって企業からの反省を勝ち取り、政府の指導責任を明らかにし、法制度の上で問題を解決し向かわせた事態と同じ経過をたどっているといえる。

(2) 新しい展開

過労死の取り組みは1980年代後半に至って質的な転換が起こった。1988年6月、各地の過労死弁護団は全国ネットワークとしての過労死110番を開設し、埋もれた過労死の実態を明らかにした。その成果の上に全国過労死弁護団（1988年10月）が誕生した。

総評・中立労連の時代のいのちと健康を守る運動の経験を積んだ多くの労働組合や、職業病対策連絡協議会、総評解散後に新しく誕生した全労連の労働組合などは、過労死・在職死亡をなくし、職場の安全衛生活動を強める運動を展開し始めた。各地で在職死亡の労災認定の申請がなされていった。1988年11月には、運動の焦点の一つとして、「過労死を考えるつどい実行委員会」が結成され「勤労感謝の日をまえに過労死を考えるつどい」が各地の家族の会を包み込んで東京で毎年開催され、国会や労働省への働きかけもなされ、運動の前進に大きな役割を果たした。励まされた各地の家族の会は、1991年11月、「全国過労死を考える家族の会」を結成した。

5. ここまできた過労死問題

(1) 裁判判決と企業への影響

過労死の救済と予防

1990年代になって裁判は、判決による労働省認定基準への批判を次第に厳しくした。裁判判決での労働者側の勝訴は、1991～96年5月で42件である。1996年1～3月には最高裁判決3件があり、労働者側勝訴は2件である。こうした裁判判決を紹介する新聞・TVは、各界の労働省認定基準への厳しい批判を伝え続けた。

このような社会的な大きな取り組みや裁判判決の動向は企業の側にも影響を与えた。

1989年6月6、7日、日経連の主催による第71回経営法曹全国大会が「過労死」問題もテーマにして東京で開催された。そこでは、10日前の東京高裁が一審判決を逆転して労災を認容した大日本印刷過労死裁判の判決の内容、過労死問題をめぐる社会的な動向や、企業責任、労働者の個人責任などについて多くの議論がなされた。日経連の顧問弁護士達は、企業に向かって、過労死問題を通じて労働者の健康管理への配慮や対応策が求められた始めたことへ、強く注意を喚起している。企業も、自らの対応責任を認識せざるをえなくなったことがわかる。

1996年10月3、4日、過労死と能力主義管理をテーマとして、第82回経営法曹全国大会が大阪で開かれた。過労死問題では、過重な仕事の原因でうつ病となり自殺した電通労働者の事件、神戸製鋼所の入社1年未満の新入社員がインド出張中に、業務上のトラブルから精神障害を起こして自殺した事件などがそれぞれ東京地裁（同年3月）、神戸地裁（同年4月）で原告勝訴となったことが検討された。また上記の最高裁の三つの判決で、業務による治療機会の喪失が死亡の義務起因性の判断を生んだことも検討されている。いずれの検討においても、企業の長時間労働の回避、安全優先の義務、発症後の対処の仕方などへの警告が述べられている。

（2）労働行政の対応

1995年2月、労働省は認定基準の原則を固執しながらも世論とのギャップを意識し、「社会に対応する行政を」という趣旨で認定手続きに手直しを加えた。その結果1995年度の認定件数は76件と前年の32件の2倍を越えた。

1996年4月、労働省労働基準局は、日経連に対する残業規制とサービス残業の廃止を要請する文章を

送り、その中で、1995年10月の長時間労働による証券会社職員の過労死の労災認定（大阪）、1996年3月の広告会社職員の長時間労働によるうつ病からおこった自殺に対する損害賠償判決（東京）などの事例を取り上げ、企業が事態の深刻さを認識し残業を規制するように促した。1996年5月、文部省は、日経連にたいして、生涯学習の振興に関する企業へのアピールを送り、その中で、親子の触れ合いをふやし、家庭が「心の居場所」であるようにするために「残業を少なくしたり、休暇を取りやすくしたり、単身赴任をできるだけでなくすなどして」ほしい、と記している。労働者の肉体や精神を破壊する過重な労働が、家庭をも破壊していることに、文部省もまた危機感を抱いていることがうかがえる。

これまで過労死という用語を拒否していた労働省は、1996年6月から毎月第2曜日に過労死110番を始めることに決定した。初回の相談には249件の相談を受け付けている。一方、職場の健康管理を強化するための、産業医の専門性、権限、健康診断の結果の通知などに関して労働安全衛生法を改正（1996年10月施行）した。さらに法に定められた「健康診断の結果に基づき事業者が講ずべき措置」に関する指針を公示（1996年10月1日）した。この公示の趣旨の中で、高齢化にともない労働者の循環器疾患が増え、産業構造・技術革新による労働態様の変化で疲労、ストレスを感じる労働者が増えていること、「過労死」が発生し社会的にも大きな問題になっていることを明記した。そして医師の意見により必要があると認めるときは、就業場所の変更、労働時間の短縮などの措置を講ずるなどを指示している。労働省は「過労死」を公式の文言として括弧つきながら用い、その予防策を指示したのである。

（3）過労死の取り組みが社会に与えたインパクト

約20年におよぶ取り組みが、日本の社会に与えたインパクトは実に大きなものであった。

1. 労働者の人間らしい生き方を妨げる現代の企業本位の社会を告発したこと。企業支配のプログラムがいかに苛酷であり、労働者の人間として生きる権利を奪っているかを明らかにしたこと
2. 一人一人の労働者が、家族と共に人間として生きるための譲らない労働と生活のプログラムを

対置させ、企業にそれを守らせることの大切さを示し、労働者の人権意識を強めるきっかけをつくったこと

3. 裁判判決を通じて、労働者の人権をまもる義務を企業や行政に明示させ、労働と健康についての司法の判断を豊かにさせたこと
 4. 労働者の犠牲を救済する制度の貧困な実態とこれを運用する非人間的な考え方を明らかにし、労働行政の在り方に反省を迫ったこと
 5. 労働組合はなんのために存在するか、労働者の人間存在をまもるための責任を果たすことの意義を考えさせたこと
 6. 世界の人々に日本の企業本位の社会の矛盾を知らせ、日本式労務管理の進出による労働者の権利の侵害とたたかう労働者を励ましたこと
- などがある。(5、6の内容は紙面の都合で省略した。「過労死問題と労働者運動」として他の機会に記す。)

6. 過労死を救済し予防する運動の新しい発展を

(1) 具体的な提案

過労死の救済と予防のための基本的な提起は、長い取り組みの中ですでに出来上がっている。

過労死認定基準については、過労死弁護団全国連絡会議の1991年の提案がある。労基法75条に他の原因(基礎疾患等)とともに業務が共働原因となった疾病を「業務上の疾病」とする定義規定を新設し、業務上疾病の推定条項を追加すること、記録の閲覧規定を設けること、労基法施行規則35条別表の列举疾病の項に、業務による過労死や精神障害を含めることなどである。それは、ストレスに満ち溢れた現代社会の労働実態に対応できる業務上疾病認定の根本的な見直しの方向を示唆するものである。

経済企画庁の1994年の研究論文では、労災保険の収支は、災害や職業病予防活動の促進、企業保険金納入の改善などによって安定化し、年間1,000人を認定しても労災保険収支は全く悪化せず、認定増によって企業の責任意識が高まり、時間短縮もすすむなど社会的条件の整備に役立つことから、認定基準を緩和するように勧めている。

医学的検討では、日本産業衛生学会は1995年、「循

環器疾患の作業関連要因検討委員会報告」の「職場の循環器疾患とその対策」の項で、認定基準の改善について、「①長期間継続する長時間労働や仕事のストレスによる疲労蓄積や過労を誘因とした発症を業務上とする②発症前1週間以内という過重負荷期間の制限を削除する、③労働過重性の判断では、本人の健康状態や基礎疾患を考慮する」などを提案している。

労災認定業務を担当する労働者の組合である全労働省労働組合は、1995年、災害主義の認定基準を改めること、複雑な認定手続きを簡易化し、柔軟な対応を可能にすること、労働者の人権を守る労働行政のありかたなどに関する詳細な提案を行っている。過労死予防については、全労連が労働基準法や安全衛生法を改正して、残業や、変形労働時間、夜業などを規制する条項を設ける、心身の過重負担を生む労働の規制、疾病を有する労働者にたいして医療と労働緩和を保障するための措置(受療のための休業過労防止のための休憩、健康状態に適した労働の配置、配置替えによる賃金差額の手当て化など)をとる条項を設けるなど、優れた提案をしている。

(2) 連帯した取り組みを

こうした提案を土台として、過労死の救済と予防の問題の解決には、いま社会の総力を挙げたラストスパートが求められている。過労死裁判での徹底した勝訴、労災認定基準の改正、長時間労働・深夜交替勤務の規制の実現、女子保護規定の撤廃を撤回させる、過労死に通じる在職死亡を無くす、病気を持つ労働者への配慮を保障するなどの取り組みを強めることである。週休2日と完全年休取得を可能にする要員確保の義務づけ、8時間でできる一日の仕事の計画、それらもまた大切な要求である。

いまこそ、連合、全労連その他の労働組合組織の違いを越えて、すべての労働者が連帯し、情報を伝えあい、学習をつよめ、取り組みの経験を交流し、企業や政府に対する要求を明示し、その実現をはかる取り組みを育てることが必要である。そこから、21世紀を展望する「労働者のいのちと健康をまもる新しい連帯」がうまれることを期待したい。

(理事・名古屋大学名誉教授)

特集／消費税と財政民主主義

日本における「財政危機」論と労働者・国民

驚見 友好

1. 借金財政のツケ、国民への不当な転嫁

現在の日本の財政が危機的状態にあることは間違いない。表1は国債に関する基本的な指標を整理したものである。財政法第4条は国債発行を原則として禁止している。但し書きで、「公共事業、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た範囲内で、公債の発行」を認めている。この第4条は、憲法第9条を財政的に保証するものであるから、1965年度補正予算まで、少なくとも一般会計での国債発行は原則として行われてこなかった。65年度補正予算で、国債発行を行うにあたっては、第4条の趣旨から、と同時に、いったん国債発行を行えば、国債の雪だるま式累増に道を開くことになるという反対が強かったが、政府は、「フィスカル・ポリシー」（国債を適切に利用することによる財政政策という意味）の導入といって国債発行に踏み切った。

石油ショック後、昭和50年代前半（1970年代後半）、不況脱出のためといって、赤字国債を含む大量の国債の発行を続けた。この時、大量の国債発行を迫ったのは財界であり、その代表は、土光敏夫経団連会長、桜田武日経連会長であった。この時、政府および政府御用達の「学者」は財政法第4条は、建設国債の発行を積極的に認めているかのような議論を展開し、国債発行を「理論的」に擁護した。

赤字国債＝特例債の発行は1975年度補正予算以後、1990年度補正予算まで16年間続けられ、特例が特例でなくなってしまうが、この間に特例債の残高だけで63兆9977億円、国債残高全体は、166兆円にもなった。

その後、バブル景気のために、税収が増え、1991、92、93年度だけ赤字国債の発行が行われなかったが、

93年度から再び赤字国債を含む大量の国債が発行され、1996年度末には、国債発行残高は240兆円を越えるに至った。

財政再建と言われる直接のキッカケは、この巨額の累積債務をどうするかという問題である。先に国債発行を擁護した「学者」達は、今度は、国債の累積は、あたかも、国民の責任であるかのようにいって、「財政再建」といい、そのためには、国民負担の増大は当然であるかのような議論を述べている。

橋本内閣成立以前から「行財政改革」は現在の政権党の最も重要な任務であるという雰囲気がつくりだされていたし、政府自身が、例えば、財政制度審議会・財政構造改革特別部会の「財政構造改革白書」による「財政危機」宣伝にみられるように、それをつくりだしてきた。橋本首相も「身を焼き尽くす」「火だるまになる」などといい、「行財政改革」に取り組むことを繰り返し述べてきた。第140国会での施政方針演説でも「この3月には、国と地方を合わせて442兆円にも上る長期債務を抱える中、財政の健全化を進めていくためには、歳出、歳入両面にわたる構造改革が不可欠であります。私は、このような認識に立って平成9年度を財政構造改革元年と位置づけ、9年度予算を編成いたしました」と述べている。

1997年度予算での国民負担増は、合計9兆円であるが、これほどの負担増はこれまでに例がないことは、政府自身が国会答弁で認めている。これだけの負担増をしながら、他方、支出では、これまでに例のないバラマキを行っている。これは、結局は、さらに国民負担増につながる。これほどひどい予算はこれまでにない。これが、財政構造改革元年の予算であるというのだから、今後は、一層、国民負担は増大し、国民経済の矛盾、労働者を中心とする国民

表1. 一般会計公債の推移

年 度	公 債 発 行 額 (公債依存度：%)		
	当 初	補正後	実 績
昭和 45	億円 4,300 (5.4)	億円 3,800 (4.6)	億円 3,472 (4.2)
50	20,000 (9.4)	54,800 (26.3)	52,805 (25.3)
51	72,750 (29.9)	73,750 (29.9)	71,982 (29.4)
52	84,800 (29.7)	99,850 (34.0)	95,612 (32.9)
53	109,850 (32.0)	112,850 (32.8)	106,740 (31.3)
54	152,700 (39.6)	140,500 (35.4)	134,720 (34.7)
55	142,700 (33.5)	142,700 (32.7)	141,702 (32.6)
56	122,700 (26.2)	129,000 (27.4)	128,999 (27.5)
57	104,400 (21.0)	143,450 (30.2)	140,447 (29.7)
58	133,450 (26.5)	137,900 (27.1)	134,863 (26.6)
59	126,800 (25.6)	128,650 (25.0)	127,813 (24.8)
60	116,800 (22.2)	124,380 (23.4)	123,080 (23.2)
61	109,460 (20.2)	114,950 (21.4)	112,549 (21.0)
62	105,010 (19.4)	105,390 (18.1)	94,181 (16.3)
63 平成 元	88,410 (15.6)	79,670 (12.9)	71,525 (11.6)
	71,110 (11.8)	71,110 (10.7)	66,385 (10.1)
2	55,932 (8.4)	73,120 (10.5)	73,120 (10.6)
3	53,430 (7.6)	67,300 (9.5)	67,300 (9.5)
4	72,800 (10.1)	95,360 (13.3)	95,360 (13.5)
5	81,300 (11.2)	161,740 (20.9)	161,740 (21.5)
6	136,430 (18.7)	164,900 (22.5)	164,900 (22.4)
7	125,980 (17.7)	220,320 (28.2)	
8	210,290 (28.0)		

(注) 公債依存度は、公債発行額、一般会計歳出額である。

と支配層との矛盾は深まらざるをえない。

以下、この点を、検討しよう。

2. 欺瞞的な政府の「財政再建」目標

大蔵省の小村主計局長が国会で明らかにしたところによると、国の一般会計での国債残高は97年度末には前年度より14兆円増えて254兆円になるほか、いわゆる「隠れ借金」は主計局長の答弁では2兆円増えて45兆円になるといっている。そのほか、特別会計の借入金10兆円増えて90兆円となる。地方自治体の債務残高は11兆円増の147兆円となる。この中から国と地方で重複している部分を差し引くと国と地方の債務残高は476兆円となる。これに「隠れ借金」45兆円を加えると債務総額は521兆円となる。これは96年度より36兆円の増となる。言葉だけで、財政再建と言っても現実の数字は、このように動いているのであって、「財政再建」とはほど遠い。政府の97年度のGDP見通しは515.8兆円であるから、「遅れ借金」45兆円を除いた債務は、GDPの92.3%となる。「隠れ借金」を含めた521兆円をとれば、101%となる。OECD諸国の中では100%を越えているのはイタリアの123%だけであるから、日本の財政事情が危機的であることは間違いない。周知のように、EUの加盟基準は、単年度赤字はGDPの3%以下、累積赤字はGDPの60%以下である。この基準がいいというつもりはないが、97年度予算では単年度赤字は3.2%、累積赤字は92.3% (101%) であるから、EUの基準ははるかに達しない。財政再建と言われる直接のキッカケは、この巨額の累積債務をどうやって処理するか、からでている。この累積債務は、来年度以降、減少していくのではなく、政府の「財政再建」目標、2005年度までに国と地方の財政赤字をGDPの3%以下にするという目標が達成されたとしても、今後、債務は一層累積する。直接的な問題は、巨額の利子負担を生み、国民生活を圧迫していることである。97年度予算の国債発行額 (公債金) と国債費はほぼ同額であるから、借金をして借金を返し、借金が増える構造になっている。

国債費16兆8023億円のうち国債利子・割引料は11兆6821億円で国債費の69.5%である。国債償還費は4兆480億円であるが、定率繰入分など将来の償還に

特集・消費税と財政民主主義

表 2. 公債残高等の推移

年 度	公債残高	四条公債	特別公債	公 債 残 高 GDP	国債費 (当初) A	うち利払費 (当初) B	A 一 般 会 計	B 一 般 会 計
昭和	億円	億円	億円	%	億円	億円	%	%
47	58,186	58,186	0	6.0	4,554	3,139	4.0	2.7
48	75,504	75,504	0	6.5	7,045	4,481	4.9	3.1
49	96,584	96,584	0	7.0	8,622	5,747	5.0	3.4
50	149,731	128,561	21,170	9.8	10,394	7,335	4.9	3.4
51	220,767	165,838	54,929	12.9	16,647	13,289	6.9	5.5
52	319,024	216,489	102,535	16.8	23,487	19,316	8.2	6.8
53	426,158	279,686	146,472	20.4	32,227	26,280	9.4	7.7
54	562,513	351,855	210,658	25.0	40,784	33,398	10.6	8.7
55	705,098	422,527	282,571	28.7	53,104	44,173	12.5	10.4
56	822,734	493,571	329,163	31.5	66,542	55,653	14.2	11.9
57	964,822	561,521	403,301	35.3	78,299	64,650	15.8	13.0
58	1,096,947	626,348	470,599	38.4	81,925	79,050	16.3	15.7
59	1,216,936	686,190	530,746	39.9	91,551	88,657	18.1	17.5
60	1,344,314	752,493	591,821	41.5	102,241	98,785	19.5	18.8
61	1,451,267	814,062	637,205	42.9	113,195	106,048	20.9	19.6
62	1,518,093	865,384	652,709	42.9	113,335	109,428	20.9	20.2
63 平成	1,567,803	913,532	654,272	41.6	115,120	110,827	20.3	19.5
元	1,609,100	968,199	640,901	40.0	116,649	111,321	19.3	18.4
2	1,663,379	1,018,182	639,977 〔5,220〕	38.5	142,886	110,694	21.6	16.7
3	1,716,473	1,075,155	635,660 〔5,657〕	37.7	160,360	119,301	22.8	17.0
4	1,783,681	1,157,661	625,255 〔 765〕	38.4	164,473	121,257	22.8	16.8
5	1,925,393	1,314,634	610,597 〔 162〕	41.2	154,423	116,614	21.3	16.1
6	2,066,046	1,423,774	608,582 〔33,690〕	43.2	143,602	115,875	19.6	15.9
7	2,224,482	1,557,005	605,761 〔61,716〕	46.1	132,213	116,505	18.6	16.4
8	約2,400,000	約1,630,000	約690,000 〔約80,000〕	約48	163,752	117,031	21.8	15.6

(注) 1. 昭和40年度の残高は12,000億円

2. 〔 〕内は、平成 2 ～ 5 年度については臨時特別公債金分、6 年度、7 年度及び 8 年度については減税特例公債金分で外書。

あてる部分が大半で、現実に97年度に償還されるのは1兆円に満たない9359億円である。国債発行額は一般会計で4兆3220億円減額されたが、これは、特別減税の廃止と消費税率の引き上げを中心とする税収増6兆4570億円(表2)の約6割にすぎない。97年度予算のように税収増が期待できない来年度は、どのようにして国債発行額を減額するのか見通しもない。97年度予算は一般会計以外に国債整理基金特別会計で借換債31兆4382億円が発行されるので、発行総額は48兆1452億円で過去最高である。この点でも、財政再建元年の予算とはいえない。なぜこのような財政状態になったかの正確な認識なしには、財政危機の克服のための適切な政策は立てられない。

このような財政危機となった原因は、大きく言って4つある。①浪費型公共事業のバラマキ、②アメリカの国益を守るための軍事費の増大、③不公平税制の温存、④このために大量の国債が発行され、その後始末のための国債費の増加にあるといえる。

政府と御用学者は、財政危機の原因が高齢化社会のための社会保障関係支出にあるように描き出している(例えば、「財政制度審議会・財政構造改革特別部会最終報告」[1996年12月12日]は、「我が国は高度成長期の昭和30年代後半から40年代後半にかけて、欧米並の社会保障制度を導入し、このため財政は高齢化に伴って歳出が大きく拡大する構造がくみこまれた」と述べている)。この主張は、日本の財政は、主要資本主義国のなかで、GDPに対する一般行政費の割合は著しく少なく、公共投資の割合は、他の国の2～3倍であり、社会保障支出の割合が著しく少ないことと符合しない。

97年度予算では医療費が、特に、老人医療費が財政危機の大きな原因であるかのように言って「戦後政治の総決算」の医療版ともいえる大「改革」・国民負担増の政策を強行しようとしている。しかし、国民医療費に占める国庫負担の割合は1960年の26.6%から89年の24.7%となり、その後バブル崩壊後も減少を続け94年には23.4%と毎年低下している。絶対額では90年の5兆787億円が6兆100億円と4年間で僅か9313億円増えただけである。これが、この間の国債発行額は56兆2420億円(決算)の原因であるわけがない。95、96年度の国債発行額は43兆510億円で

あるが、この間の老人医療給費は2926億円の増加にすぎない。財政危機は医療費に原因があるのではないことは明らかである。

3. 財政危機、4つの要因にメスを

原因の第1は浪費型公共事業にある。

1997年度の主要経費別分類では、最も額が多いのは国債費、16兆8023億円に次いで社会保障関係費14兆5501億円、地方交付税交付金15兆4810億円、公共事業関係費9兆8462億円となっている。地方交付税は、地方自治体に交付され、それぞれの費目に支出されるものであるから、直接比較する対象にはならない。この数字では、公共事業費より、社会保障関係費の方が大きいことはたしかである。ここから、さきにあげたような財政危機＝社会保障増大論が出される根拠がある。岩波一寛中央大学名誉教授が正確に分析しているように(「経済」1997年3月号「財政破綻と公共事業」)。国民経済計算でも、国と地方の社会保障費の方が公共事業を少し上回っている。しかし、国民経済計算の公的国家資本形成の中には用地買収が含まれてない(最近では用地費・修繕費は事業費の約24%…建設省資料)ので、公共事業費が過少に現われていること。公共事業費には公共事業の財源とされた国債や借入金の利子は、当然公共事業費に含めるべきである。1996年でも建設公債残高は国債残高約240兆円のうち、160兆円である(表1)から、国債利払費約12兆円の3分の2の8兆円は公共事業費関連であり、これは地方債の利子(これは、国とちがって、公共事業以外の目的の起債は認められないから、その利子もすべて公共事業費になる)を加えると、公共事業費は、社会保障関係費よりはるかに大きくなる。

赤字国債も、社会保障関係費にあてられるという議論がある。しかし、それは誤りであることは、先に、社会保障費の増加額と国債発行額を示したところからもはっきりとわかる。

公共事業が財政破綻の原因であるにもかかわらず拡大しつづけたのは、中山徹奈良女子大助教授が述べているように(「経済」前出3月号)、日本経済において公共事業の割合が大きいことがある。1994年

特集・消費税と財政民主主義

度で、GDP約480兆円、企業の設備投資約50兆円、輸出約80兆円、建設投資80兆円で、民間事業43兆円、公共事業は37兆円である。それは民間企業設備投資の約4分の3、輸出の半分以上という割合を占めている。それが、鉄、セメント、金属、機械、電気、等々の関連産業に対する波及効果は大きく（鉄鋼では54%という試算もある）、全体として、独占資本の資本蓄積に貢献しているからである。

90年度にはアメリカの要求に応じた公共事業430兆円の計画、95年からはさらにそれに200兆円上積みした630兆円は、本来積上げ方式であるところの支出計画を、反対に総枠をきめて、それを実行することを求めることになり、浪費、非効率な事業の無原則的な拡大が続けられ、財政破綻を深めたのである。

公共事業はその事業費の中から政治家への「献金」がはいる仕組みになっており、ゼネコンを中心とした関連企業が、選挙マシーンとして機能することが、このような無原則な公共事業拡大の大きな原因である。

建設省の調査でも日本の公共事業の単価が、アメリカより3割高いという報告は周知のところであるが、官公需の場合よりさらに2～3割高いといわれている。この高い単価が利権の源泉となっており、岡光前厚生事務次官…彩福祉グループで明らかになった福祉さえもが利権の手段とされた特養老人ホーム建設の「丸投げ」が可能となっているのである。「丸投げ」は「地元優先」ということで、地元建設業者に発注された公共事業が、大手ゼネコンに丸投げされることさえあるほどである。

総枠がさきになり、それを消化する方式は、これら単価を適正にする努力を欠き、会計検査院からムダを指摘されているダムに予算をつけることをはじめとする公共事業の大浪費を生み出したにもかかわらず、あたかも国民の責任で財政が悪化したかのような「財政危機」宣伝を行ない、国民負担増を強行しようとしているし、今後も一層負担増を押しつけようとしている。そのために用いられたのが、「高齢化社会」論であったが、現実の財政は、高齢化社会を口実とすることが出来ないような、高齢者の負担増となっているため、最近では、「高齢者は弱者ではない」とか「未来の子どもたちのために」といって、

現在の負担増を求めている。

前者についてはここでは、あらためて、その誤りについてふれない。後者について、簡単にふれておこう。現在の負担増を求めないで、国債の増発を続ければ、未来の子ども＝将来の働き手の負担が重く、勤労意欲を欠き、社会の活力がなくなるといのである。これは二重にも三重にも誤った主張である。

①国債を発行しなければ、ただちに国民負担増になるとはいえない。さきにあげた4つの点を改善すれば、国民負担増なしで財政改革が可能であるが、そのことをほとんど無視していること。

②財政赤字は、将来世代の負担になるという言い古された主張も同様である。確かに、巨額の公的債務残高は、予算の硬直化を招くという点では将来に負担を残すといえるかも知れない。しかし、公債発行推進論者が言っていたような、公債によって将来の世代に役立つ施設をつくれれば、将来世代のその建設のための負担を免れることもあるから、一面的に将来の負担になるということには問題がある。現在のようにムダで単価の高い公共投資は将来世代に負担を残すことになるだろう。その場合も問題が残る。公債は、納税者にとっては負担であるが、公債の所有者にとっては資産である。この意味で公債は富の公平な再配分をもたらすことになるが、一律に将来世代の負担という点だけを誇大に宣伝することは明らかに誤りである。

③「未来の子どもたち」の負担増を招かないようにといわれるが、公債残高の負担は、すでに現在の世代が負担している。国債費は一般会計の20%を越え、社会保障・教育など国民生活に直接関連する経費支出が抑制され、国民負担増が求められている。負担を負っているのは、現在の世代である。

さらに、特例債について言えば、安藤実静岡大学教授が指摘しているように（「経済」1996年12月号）。特例債は借換えはしないことになっているのに、借換えに方針転換を言い出したのは、財政制度審議会であり、大蔵省であった。もし本来の方針どおり、満期償還を実行していれば、特例公債が将来にもちこされる心配はなかった」のである。国民への負担転嫁はすじ違ひである。

軍事費は、額では公共事業費より少ないが、質的

には極めて重要な意味を持っている。冷戦の崩壊により、仮想敵国がなくなり、主要資本主義国で日本以外は、当然のことであるが、すべて軍事費を削減している。

ところが、日本は、アメリカについて大きい額の軍事費を一貫して増やしつづけ、一度もマイナスになったことがない。異常としかいいようがない。「国防のために軍事費は必要」などという一般論から、この異常さを説明することはできない。

ソ連脅威感がなくなったため、クリントン政権の戦略では、「ロウグ・ステイツ」という戦略が登場してきている。「ならず者国家」、「悪党国家」の脅威が、本格的脅威になるのを阻止するための予防的防衛が必要だというものである。どこが「ロウグ・ステイツ」であるかを決めるのはアメリカである。危険きわまりない戦略である。「ならず者国家」の第1にあげられるのが北朝鮮である。そのため、北朝鮮の「核開発」の脅威がもち出され、その証明として、IAEAの査察が問題とされた。北朝鮮は結局は核施設の査察は受け入れたが、これをめぐって、「ならず者」であるかのようなキャンペーンが行なわれた。しかし、IAEAの査察を受け入れていないのは世界で10ヵ国以上である。北朝鮮が査察を受け入れると、ついで、軍事施設の査察を持ち出し、それを受け入れないことを問題とした。これは、いいがかりとしかいいようがない。軍事施設の査察を受け入れている国がどれだけあるだろうか。

こうしたことまでも脅威として危機をあおりたてるのは、アジアの安定にとってマイナスになるだけである。

冷戦崩壊後の戦略として、ナイ・イニシアチヴといわれる戦略が提起されている。その中心は、アメリカの国益であり、アメリカが常に第一人者でありつづけることである。そしてそのために「日本との二国間のパートナーシップを強化する」として、日本に従来の東アジア地域だけでなく、地球的規模の安全に役立てる役割りをになわせようとする方向である。これを日米政府が公式に確認したのが日米「安保再定義」である。アメリカが、自国の国益を強調するのは自由であるが、それを他国に強制するのは迷惑である。

米務省のバーンズ報道官は、2月下旬のオルブライト国務長官の訪日目的を「日米関係はアジア太平洋の要である」ことを強調するためのものであると力説した（「日経」1997年2月24日付）。同長官は、初来日の最初の会談で、沖縄の米軍施設用地の強制使用問題について「成功裡にとり扱われることを期待する」と日本政府を督励した。このことは、日本、とりわけ沖縄の基地がアメリカの国益を守るための戦略にとっていかに重要かをはっきりと示している。池田行彦外相は、「最大限努力する」と述べ、アメリカの要求を日本国民、とりわけ沖縄県民に押しつけることを表明した。

これは、日本が、憲法をふみにじった「安保再定義」に従って、アメリカ軍事基地の強化をはかり、さらに自衛隊の海外派遣を進める方向を確認したものである。

こうした背景があって、日本の軍事費はサミット参加国では例のない増加がつづいているのである。1997年度防衛関係費は2.1%増で4兆9475億円となった。新規の継続費と国庫債務負行＝新規の武器調達費は、96年度より増えている。こういうのをみると、政府の「財政危機論」は、国民をおどし、国民負担増を強行するための手段に使われているといえる。

4. 国民本位の財政改革をめざして

橋本内閣は第140回通常国会が終了する97年6月までに「財政再建法案」をとりまとめるとして首相直属の「財政構造改革会議」を設置して検討を開始している。ここでの目標が施政方針でいっているように、2005年までに財政赤字をGDPの3%以下にするというEUの通貨統合における各国の単年度目標と同じ水準が上げられている。明言は避けているが累積赤字もEU目標と同様とするならばGDPの60%ということになる。

政府見通しにおける97年度GDPが515兆8000億円であり、9年先までの成長率を見込まなければ財政赤字の規模は単年度で約15兆5000億円、累積では約310兆円となる。97年度予算の国債金収入は約16兆7070億円であり単年度ではかろうじて目標をクリアできるが、97年度末の国債残高が254兆円であるか

特集・消費税と財政民主主義

ら大量の国債発行が継続されると予想される。またGDPの伸率を政府の97年度経済見通しにおける名目3.1%で継続すると仮定すれば2005年のGDPはおよそ700兆円となり、さらに財政赤字の規模の拡大が許容されることになり到底財政再建といえない内容なのである。

より重視すべきは橋本首相が「財政再建元年予算」だとする97年度予算における大規模な国民負担増強要の手法である。当面は前年度比で約4兆円の赤字国債発行の減額が口実とされるがその規模を遙かに上回る9兆円の国民への増税と医療費などの負担増を合理化することはできない。これまでに検討してきたように財政赤字を拡大してきた要因とその責任が棚上げにされるだけでなく、大企業とアメリカ奉仕、ムダと汚職腐敗の構造はますます肥大化し拡大されているのである。

日経新聞の調査による上場企業の業績見通しによれば(97年3月2日付)、97・98年3月期の対前年比経常利益率は全産業1663社でそれぞれ8.9・8.3%であり、製造業1049社では14.1・10.6%とさらに大幅の4年連続増益であり、3%台の高失業や4年連続の勤労者世帯の消費支出の減少、依然と低迷する中小零細企業の経営困難はますます深刻化するばかりであり、財政の本来的な役割である経済安定と国民生活安定に逆行している事態が進行している。

過去も現在も厚生官僚が執筆するのであろうが、1960年の厚生白書は「われわれは、社会保障の拡充が経済の成長にとってむしろマイナスであるという考えに反論し、社会保障の拡充が経済の成長に貢献する面に言及してきた。」「社会保障は単に個人の生活を安定させるだけにとどまらない。社会の成員の消費生活を安定させることにほかならない。」といっている。これらが当時流行していたフィスカル・ポリシーの影響を受けていたと思われるが、現在の墮落しきった官僚や学者とは異なる真面目さがあり、言っていることは正論である。

財政赤字縮小の口実と、財界が要求する企業減税のための消費税率引上げや社会保障・福祉の切捨てが不況打開を困難にするばかりか日本の経済と社会発展とは逆行するものなのである。財政とその財源である税制が平和主義・国民主義・生存権保障など

日本国憲法の理念を具体化する本来の役割にたちもどることが不可欠なのであり、97年国民春闘における労働者の大幅賃上げと共に労働時間短縮による雇用拡大、消費税引上げ阻止や特別減税の継続など、労働者・国民によってつくり出されてきた社会的生産の成果を国民にとり戻すために暴利をむさぼる大企業の横暴を規制することが急務なのである。

(理事・法政大学教授)

新刊案内
(定価は税別)

新しい流れを
つくる97国民春闘へ

政府・財界の 社会保障大リストラ戦略

—許すな/医療保険改悪・介護なき保険・年金改悪

公文昭夫著 定価900円＋税240

1997 国民春闘白書

21世紀へ

全労連編

いま 飛躍のとき

定価1200円＋税310

ふみ出そう 職場と地域から

97春闘学習・教宣資料集

情勢、要求、闘争課題をイラスト、論文、
資料で解説。教宣活動にぴったり。

労働者教育協会編 定価1200円＋税240

新しい流れを
つくる

未曾有の変化に着目する実践的運動論
小林洋二全労連議長 大いに語る!

日本の労働運動

小林 洋二著
定価1200円＋税240

〒105 東京都港区有明6-19-23
TEL 03-3433-1856
FAX 03-3434-7301

学習の友社

TEL 03-3433-1856
FAX 03-3434-7301

政府・財界の財政政策と消費税闘争

村上 晴男

1. 政府・財界の財政政策と問題点

(1) 財政をめぐる主な動き

1995年10月10日、財政制度審議会が基本問題小委員会を設置して財政の基本問題について検討しはじめた。同年12月12日、財政制度審議会は小委員会報告を承認し「財政の基本問題に関する報告」として武村大蔵大臣（当時）に提出し、発表。同年12月14日武村大蔵大臣は、財政危機宣言を発表した。1996年1月18日、経団連は『「魅力ある日本」の創造と責任』として21世紀に向けて政治・経済・社会等全般にわたって政策提言を発表した。その後翌年4月5日に『「魅力ある日本」の創造』として東洋経済新報社から出版された。（この論文のなかの引用では『「魅力ある日本」の創造』の文章を使用する。）

同年1月26日、大蔵省「財政の中期展望」の発表。同年7月10日、財政審議会は「財政構造改革に向けての中間報告」を久保大蔵大臣（当時）に提出し、同時に「財政構造白書」を発表した。

同年11月29日、橋本首相は特別国会で所信表明演説を行い、財政・経済の分野で「5つの改革」（後日、教育改革を入れて6つとした）を宣言、同年12月12日、財政制度審議会は「財政健全化目標と歳出の見直しに関する最終報告」を大蔵大臣に提出した。自民党は、12月18日、「97年度税制改正大綱」を決定した。政府は12月25日、臨時閣議で97年度予算の政府案を決定した。

(2) 政府・財界の財政政策の主な内容

第1に、政府・財界は日本の経済・社会をどうみているのだろうか。

「蔓延する閉塞感の原因はなにか。明治以来の欧米先進国に『追いつけ、追い越せ』型の経済発展を

前提とした日本の経済・社会のシステムは、今や行き詰まり、むしろ足かせとなっている。」「『グローバル社会』『高度情報通信ネットワーク社会』『循環型社会』を特徴とする21世紀に対応する経済・社会システムの創造を怠ってきた。特に企業が自由に立地条件の良い国を選ぶ（多国籍企業）とともに、欧米アジア諸国をあげての整備、国際競争の強化を推進するメガ・コンペティション（大競争）の時代にあっては対応出来ない。」「（『「魅力ある日本」の創造』）

特に財政問題について「国の公債残高だけでも平成7年度末には世界中の開発途上国の累積債務総額をはるかに越え、220兆円（平成8年度末240兆円）を上回る水準に達する見込みである。この巨額の公債残高から生ずる利払い費等の増嵩は、政策的経費である一般歳出を圧迫し、結果として、一般歳出の一般会計歳出に占める割合が近年は6割を切るほどまでに財政の硬直化が進んでいる」

「EU諸国が経済・通貨統合の条件を定めたマーストリヒト条約によれば、財政については各国の国・地方政府等を含めた毎年の財政赤字がGDPの3%を超えてはならないことと並んで、累積の債務残高（グロス）の上限をGDPの60%とすることを条件としている。GDPの88.9%という我が国の数字は、他の先進諸国に例をみないほどの高齢化をこれから迎えるという段階であるにもかかわらず、我が国の財政事情が既にEUの通貨統合の条件を到底満たせないほど悪化しているということを意味している」。

（「財政の基本問題に関する報告」）

第2に、政府・財界の今後の税・財政政策である。

「具体的対策として①小さな政府の実現、②市場経済体制のもとで、活力あふれる経済を構築する、③金融資本市場の整備、④効率的かつ公平な社会保

特集・消費税と財政民主主義

障システムの構築、⑤税財政改革の推進」（「魅力ある日本」の創造）

「今後高齢化社会が急速に進展する中で、一人一人が、また、それぞれの企業が創意工夫を発揮できるような活力ある21世紀の社会（自由競争の社会）を作っていくことが現在問われているが、そのためには規制緩和等と並んで財政の健全化が不可欠である。」（「財政の基本問題に関する報告」）

「活力のある経済社会を構築するためには、基本的な経済構造改革が不可欠であり、税・財政改革をその重要な柱として位置づけるべきである。具体的には①税制改革の視点（直間比率の是正—消費税率を10%～12%への引上げ）—国際競争力の確保、高齢化社会に向けての自助努力）、②企業の税負担の国際水準への引下げ（実効税率の引下げ、地方税負担の大幅見直し、連結納税制度の導入、租税特別措置及び引当金の温存）、③土地税制の見直し（地価税の撤廃、固定資産税の抜本的改正）、④官と民、国と地方の役割分担の明確化、⑤国、地方の債務残高累増の抑制」（「魅力ある日本」の創造）

「財政健全化目標は国と地方を合わせた赤字額を2005年までに国内総生産（GDP）の3%以下に抑える。最低でも赤字国債の発行を毎年2兆円ずつ削減、2・3年後に国債費を除く歳出を税収と税外収入の範囲内に抑える。そのため、歳出の徹底的削減（医療費負担増、公共事業費・住宅・農業補助金の削減、地方公務員の削減、旧国鉄債務処理の検討等」（財政制度審議会最終答申）

「消費税率5%引上げと所得税・個人住民税の特別減税の平成8年度限り打ち切り、土地・住宅関連中心で国税2,000億円、地方税2,200億円減税、法人税率引下げを含む法人税改革は見送り」（自民党97年度税制改正大綱）

橋本首相の特別国会における所信表明演説（96.11.29）及び97年度予算政府案（96.12.25）は以上の財界の要求を受けとめ、次のとおり決定した。

所信表明演説の骨子は次の通り。

・行政改革 ・経済構造改革 ・金融システム改革 ・財政構造改革 ・社会保障構造改革（後日・教育改革を追加した）。

そして無駄を温存し、大収奪の97年度予算案であ

る（負担増、計9兆円）。

・消費税増税5兆円 ・特別減税打ち切り2兆円 ・医療費等負担増2兆円（お年寄り患者負担増） ・サラリーマン本人負担増（10%→20%） ・政管健保の保険料値上げ ・年金、教育費（国立大学授業料値上げ） ・軍事費、公共事業費等無駄遣い温存 ・不公平税制のは正も引きのばし。

（3）財政政策の問題点

政府・財界は大企業本位の財政政策とそのための構造（制度）の行き詰まりに目をおおい、単に「経済・社会システム」に責任転嫁している。

これらの報告書は、まず財政危機に現れている現状を「財政が単に循環的要因から悪化しているのではなく、構造的に悪化しつつある」（財政の基本問題に関する報告）「[グローバル社会] [高度情報通信ネットワーク社会] [循環型経済社会]を特徴とする21世紀に対応した経済・社会システムの創造を怠ってきた」（『「魅力ある日本」の創造』）として、行き詰まりの原因と責任を経済・社会システムにあると置きかえ、メガ・コンペティション（大競争時代）に対応した「グローバル社会」「高度情報通信ネットワーク社会」を構築するためと、自由競争（弱肉強食）のための規制緩和、それを保障する税制度（消費税率引上げを中心とする増税、法人負担の軽減及び歳出削減）を政府に要求し、勤労国民と中小企業の生活と営業を破壊する、小さな政府を含む新たな搾取と収奪体制を全面的に再構築しようとしている。それを保障する税・財政改革の中心を消費税増税に置いている。この根底にあるものは、国債競争力を一層強化するためのコスト引下げと多国籍企業化の推進である。

現在行き詰まりと言われる諸指標は、イ、戦後最大54兆円もの景気回復対策にもかかわらず91年5月以降5年にわたる長期不況、ロ、3.4%の失業率及びサラリーマン実質消費支出93年～95年3年連続マイナス、ハ、倒産負債総額1ヶ月で1兆3,663億円で史上3番目、ニ、世界に例のない財政危機（96年度末国債発行残高240兆円、隠れ借金70兆円、地方債180兆円、合計490兆円）、ホ、「住専」をはじめとする金融不安、ヘ、大企業の内部留保130兆円（95年）等である。

これら諸指標に現れ、行き詰まった問題の原因が経済・社会システムに問題があり、規制緩和を税・財政改革（直間比率の是正を中心に、法人負担軽減、歳出削減）をすれば解消されるというようなものでなく、今まで政府・財界がとって来た大企業本位の横暴な政策が勤労国民と中小企業者に犠牲を強いるこの事態を招いたのである。その反省と転換から出発しなければならない。

それは勤労国民と中小企業者の生活と営業を擁護し、大企業の横暴を抑え、民主的に規制する立場でなければならない。

以上の立場を明確にし、民主的に財政を再建するためには、次の問題点を是正する必要がある。

第1に大企業・資産家優遇税制と聖域化が財政悪化の原因である。

大企業・資産家優遇税制は第2次世界大戦の結果、国土は焼土化し、物資がなく、生産は落ち込み、資本もなく、日本経済はぬきさしならない困難な状態であった。そこで日本経済復興を題目として租税特別措置を1951年に「日本経済の発展に資するため緊急指定の割増償却制度」を設け、その後各種引当金・準備金等続々特例措置制度が出来た。

当時（1960年）の税制調査会はこの特別措置（特権的減免税制度）を「いわゆる負担の公平を犠牲にしながら経済的目的のために」設けたことを明記している。その後各種引当金を本法に繰入れ、優遇を強化してきた。この制度が問題なのは、特別措置をすることによってその納税者に無利子の国庫貸付が実質的な「補助金」支給と同じ効果をもつからである。その結果、国・地方自治体の財政は深刻な赤字だが大企業の内部留保は1995年で130兆円（図1）、本年度大企業・資産家優遇税制による国・地方税合計の減免税額は累積分を含め23兆円である（表1）。いうまでもなくこの金額は低賃金体制のもとで勤労国民が額に汗して累積したものだから当然社会に還元すべきものである。したがって我々は創設の趣旨である経済の困難を克服し経済大国になった日本は直ちに廃止を検討すべきだとして一貫して要求してきた。この制度は創設以来、政・財・官の癒着の構造に守られながら聖域としてまかり通ってきた。

勤労国民の長期の闘いによって政府は重い腰をあ

げ、政府税制調査会に法人課税小委員会を設け、11月26日、法人税「抜本政策」に向けての報告書をまとめた。

その内容は財界が要求していた「日本の法人課税は先進国で最も重い」として「法人税率（現行37.5%）引下げ」について『課税ベース拡大を前提とした「税制中立」原則を打ち出し「課税ベースを併せ考えると税負担水準は容易に判断できない」として自民党や、経団連が「実効税率の引下げ」要求をしりぞけた。これには、神野東大教授の「法人の直接税負担（自動車）の試算が大きな影響を与えた（図2）。

また、財界が「法人課税が産業空洞化の元凶」という主張に対しても報告書は「企業が海外展開をはかる上で、はるかに重要な要因は為替相場や賃金などだ」として反論した。その結果、法人課税の「抜本的見直し」や、金融関連税制は来年度以降に持越したが財界・自民党の巻き返しは強まるであろう。

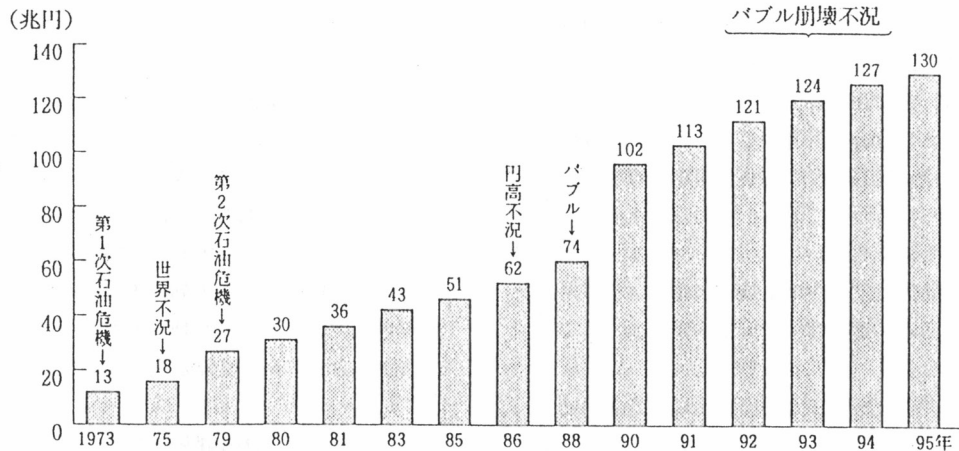
我々は大企業・資産家優遇税制は正を引き続いて要求していく。我々の優遇税制は正総額23兆円の要求は項目の条件に応じ5年の範囲内で段階的に実施すべきである。

第2に公共事業費の無駄遣いである。安保闘争以降、公共事業を索引車にして日本経済を引っ張ってきた。公共事業には巨額な国家資金が必要である。公共事業費は欧米に比較しても格別に多い。一般政府固定資本で比較すると日本は6.6%で、フランスの2倍、イギリスやドイツの3倍、アメリカの4倍となっている（図3表2）。

これらの内容については12月3日、日本共産党不破委員長代表質問と関連させて「日経」は「公共事業の単価を見直せ」という見出しで「国・地方合わせて40兆に達する公共事業費について単価が市場価格より平均20%高いと仮定すれば、年間8兆円が無駄遣いをされている」

「来年度は消費税引上げなどで合計10兆円近い国税負担が見込まれるが公共事業費の無駄をなくせば負担増のほとんどを帳消しにできる」と報道している。長年に渡って巨額の公共投資が行われているため、政・財・官の癒着、宮城、茨城県知事選にからむゼネコン汚職が生まれたことは記憶に新しいとこ

図1 大企業の内部留保の推移



(出所) 大蔵省「法人企業統計年報」資本金10億円以上の全産業(93年は4,485社)。

金融保険は除く。94年は、四半期報からの推定。

「データで読む日本の労働経済」1995.12臨時増刊号、新日本出版社。

表1 不公平税制は正による増収試算(1996年度)

項 目	目 安 金 額
	億 円
1. 国 税	
① 株式時価発行差金非課税の廃止	209
② 受取配当益金不算入の廃止	2,506
③ 各種引当金・準備金の廃止	105,939
内 訳	720
イ 貸倒引当金15,643億円	928
ロ 退職給与引当金46,649億円	310
ハ 賞与引当金29,384億円	ニ 特別修繕引当金773億円
ホ 海外投資損失準備金633億円	ヘ 異常危険準備金1,842億円
ト プログラム等準備金1,174億円	チ 原子力施設解体準備金
2,126億円	リ 使用済核燃料再処理準備金5,151億円
ヌ その他2,564億円	673
④ 特別償却・割増償却の廃止	208
⑤ 試験研究費の税額控除廃止	696
⑥ 製品輸入促進税制の廃止	6,158
⑦ 外国税額控除(間接控除とみなし控除)廃止	2,644
⑧ その他の大企業等に対する特別措置の廃止	
⑨ 利子一律分離課税の見直し	
⑩ 配当所得の源泉分離選択課税廃止	
⑪ 配当控除の廃止	
⑫ 給与所得控除無制限の廃止	
⑬ 土地の譲渡所得の分離課税廃止	
⑭ 有価証券の譲渡所得の分離課税廃止	
⑮ 償却資産の耐用年数延長(検討中)	
小 計	134,702
2. 地方税	
① 国税(法人税、所得税)関係特例廃止による増収分	67,141
② 地方税独自の特例廃止による増収分	33,414
小 計	100,555
合 計	235,257

(注) 本表は租税優遇措置を廃止した場合に得られる増収額の総額試算(平年度ベース)である。このうち毎年新たに発生する財源と上積となる財源は、4兆8,040億円(国税2兆9,604億円、地方税1兆8,436億円)となる。

(出所) 村上税理士試算。

図2 法人の間接税負担(自動車)の試算

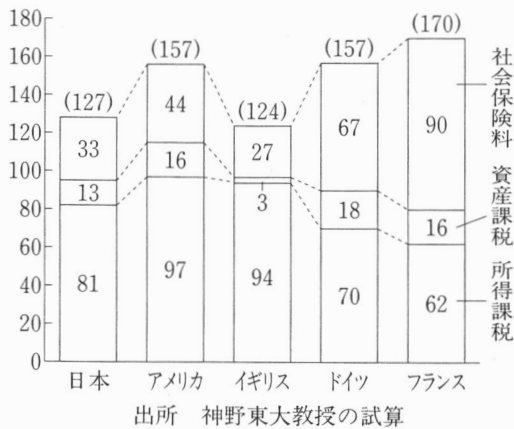


表2 欧米諸国の公共投資(一般政府固定資本形成)の推移

国名	(単位)	1981	1990	1991	1992	1993
日本	(10億円)	15,647	21,549	23,125	26,449	30,803
アメリカ	(100万ドル)	46,940	92,900	98,300	99,400	103,200
イギリス	(100万ポンド)	4,672	12,659	12,143	12,440	11,097
フランス	(100万フラン)	98,729	212,033	231,095	242,358	252,051
ドイツ	(100万マルク)	47,350	54,160	58,440	62,720	61,410
イタリア	(10億リラ)	16,918	43,051	46,521	45,227	41,161
カナダ	(100万カナダドル)	9,447	16,610	16,434	16,079	16,448

円換算による比較

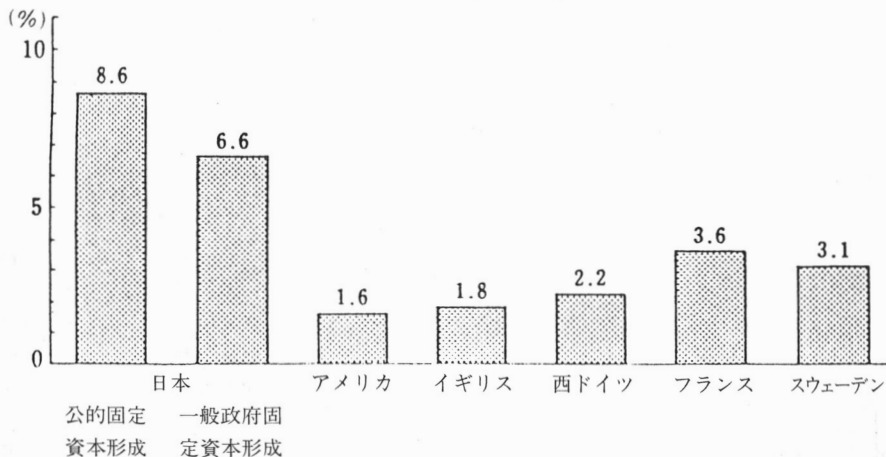
(単位 10億円)

国名	1981	1990	1991	1992	1993
日本	15,647	21,549	23,125	26,449	30,803
アメリカ	10,352	13,451	13,242	12,589	11,476
イギリス	2,090	3,254	2,885	2,765	1,851
フランス	4,006	5,638	5,519	5,797	4,950
ドイツ	4,620	4,853	4,744	5,087	4,130
イタリア	3,214	5,166	5,117	4,523	2,881
カナダ	1,738	2,061	1,932	1,685	1,418
6カ国合計	26,020	34,423	33,439	32,446	26,706

(出所) OECD「National accounts」(1995)など。

『経済』96年12月号社内論文より。

図3 公共投資の対GDP比の国際比較(1993年)



(注) 「公的固定資本形成」(公共投資マイナス用地費など)から公的企業と公的住宅にかかわる部分を除いたものが「一般政府固定資本形成」であり、欧米の数字は、この「一般政府固定資本形成」である。

(出所) 「公的資本形成」は、経済企画庁「国民経済計算年報」(96年版)。「一般政府固定資本形成」は、OECD「National accounts」(1995)。

『経済』96年12月号社内論文より。

特集・消費税と財政民主主義

表3 公債残高及び利払費推移

年度	公債発行額			公債残高		利払費	
	(億円)	うち特例公債 (億円)	公債依存度 (%)	(兆円)	公債残高 GDP (%)	(億円)	利払費 一般会計 (%)
1965	(2,590)	(2,590)		0.2	0.6	86	0.2
66	7,300	—	16.9	0.8	2.2	397	0.9
67	8,000	—	16.2	1.5	3.4	886	1.8
68	6,400	—	11.0	2.0	3.7	1,275	2.2
69	4,900	—	7.3	2.4	3.8	1,532	2.3
70	4,300	—	5.4	2.8	3.7	1,798	2.3
71	4,300	—	4.6	3.9	4.8	2,030	2.2
72	19,500	—	17.0	5.8	6.0	3,139	2.7
73	23,400	—	16.4	7.5	6.5	4,481	3.1
74	21,600	—	12.6	9.6	7.0	5,747	3.4
75	20,000	—	9.4	14.9	9.8	7,335	3.4
76	72,750	37,500	29.9	22.0	12.9	13,289	5.5
77	84,800	40,500	29.7	31.9	16.8	19,316	6.8
78	109,850	49,350	32.0	42.6	20.4	26,280	7.7
79	152,700	80,550	39.6	56.2	25.0	33,398	8.7
80	142,700	74,850	33.5	70.5	28.7	44,173	10.4
81	122,700	54,850	26.2	82.2	31.5	55,653	11.9
82	104,400	39,240	21.0	96.4	35.3	64,650	13.0
83	133,450	69,800	26.5	109.6	38.4	79,050	15.7
84	126,800	64,550	25.0	121.6	39.9	88,657	17.5
85	116,800	57,300	22.2	134.4	41.5	98,785	18.8
86	109,460	52,460	20.2	145.1	42.9	106,048	19.6
87	105,010	49,810	19.4	151.8	42.9	106,428	20.2
88	88,410	31,510	15.6	156.7	41.6	110,827	19.5
89	71,110	13,310	11.8	160.9	40.0	111,321	18.4
90	55,932	—	8.4	166.3	38.5	110,694	16.7
91	53,430	—	7.6	171.6	37.7	119,301	17.0
92	72,800	—	10.1	178.3	38.4	114,249	16.2
93	81,300	—	11.2	192.5	41.2	116,614	16.0
94	136,430	31,338	18.7	203.5	42.8	115,875	15.9
95	125,980	28,511	17.7	216.0	43.8	116,505	16.4
96	210,290	119,980	28.0	約241	約48	約12兆円	約16

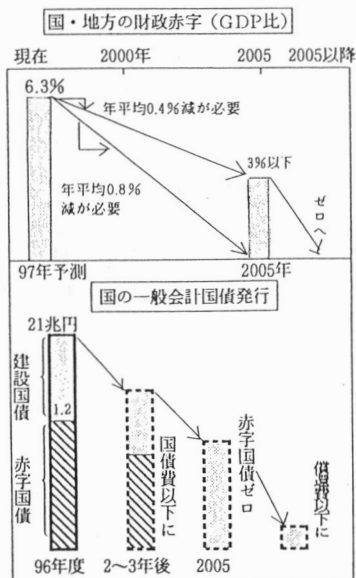
(注) 公債発行額は、新規普通国債額であり、65年度()書は補正における歳入補てん債を計上。

公債残高計は、普通国債の残高であり、93年度までは実績、94、95年度は見通しである。

(出所) 「財政金融統計月報」517号より。

『経済』96年12月号安藤論文より。

図4 財政健全化スケジュール



出所 96年12月13日日本経済新聞より。

図5 各国の財政健全化策

財政赤字 (GDP比、97年予測)		現在	目標	主な対策
日本	6.3%	→	★2005年 2%以下	→ 財政均衡めざす
米国	2.7%	→	★2002年 財政均衡	増税や歳出カット
英国	3.7%	→	★2000年 財政均衡	歳出伸び率に限定設定
ドイツ	3.6%	→	★2000年 10%	福祉水準下げ
フランス	3.7%	→	★2001年 1.9%	→ 財政均衡めざす 歳出カットと増税
カナダ	1.8%	→	★1999年 財政均衡へ	補助金・公務員の削減

出所 96年12月13日日本経済新聞より。

ろである。無駄遣いをなくすことである。

第3に財政法違反の国債の発行とバブル期なみの高利払いをやめる。国債発行の残高は96年度末で240兆円にも達する見込みである。この巨額な国債残高は財政法に違反する節度のない財政政策にある。財政法第4条には「国の歳出は国債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない」とし、赤字国債を発行してもよいなどと、どこにも書いてない。ドル危機、石油危機のなかで景気対策として巨額な国債を発行するようになり、1976年以降赤字国債を14年間も続けて発行し、1990、1991、1992、1993年度の4年間を除いて、1994年度から再び赤字国債を発行し、1996年度末で国債発行残高240兆円が見込まれている(表3)。

この財政の赤字は、EU諸国が経済・通貨統合の条件を定めたマーストリヒト条約の基準をはるかに上回り世界に例のない深刻な財政危機を生みだした(図4、5)。というのも、消費税が導入された以降将来は消費税率の引上げでという政・財・官の首脳の間にあうんの一致があったからである。また、現在国債の利払いは、長期国債はバブルの時代の高利5%~6%を支払っている。現在貸出金利は3%台である。繰上げ償還し、借替えを行えば大きな節約が出来たし現在も出来る。

第4に仮想敵国、ソ連の崩壊後にも軍事費を増額している。軍事費は安保条約のもとソ連邦を仮想敵国として予算に計上したものである。仮想敵国であるソ連が崩壊したなかでその必要性はなくなった。ソ連の崩壊後、先進諸国では1995年と1997年を比較してフランス△22%、ドイツ△20%、カナダ△20%、アメリカ△5%、イギリス△3%と軍事費を増額している国はない。日本だけ5%増である。日本の場合は後年度負担というつかけを翌年に896億円繰り延べる方法を取っているので更に増加している。アメリカの世界制覇の片棒をかつぐ必要はない。正面装備の新規契約や、自衛官の新規採用をやめれば2兆数千億円の程度の減額は出来る。

第5に、消費税を廃止すること。消費税は弱者に重く、生活費にも課税する最悪の大衆課税であり、逆進性の強い最大の不公正税制である。

特に強調したいのは資本主義制度が誕生して200

年、この制度の弱点の一つは弱肉強食の市場原理によって貧富の差が甚だしく開くことであった。そのため労働運動が生まれ、闘っていくなかで最低賃金制確立、8時間労働制、社会保障制度が確立した。税・財政の分野では所得の再配分機能を認めさせ、民主的租税制度を確立した。直接税を中心とする総合累進課税、最低生活費非課税、勤労所得軽減・不労所得重課などである。この項目は日本国憲法に明記されている事項である。

消費税は逆進性の強い税金である。いま政府と財界は多額の税収が入ることを期待して、直間比率の是正を口実として所得課税を軽減し、消費税を増税し、税・財政政策の中心に据えようとしている。

これは戦後闘いにとってきた税の所得再配分の機能を根底からくつがえすものだから消費税は廃止しなければならない。

また、消費税は大衆課税であるため1%、2兆5,000億円の巨額な税収が入り、消費税は税痛を感じさせなくアヘンと同じ性質を持っているから政・財・官首脳の中では21世紀にはヨーロッパ並にするという、あうんの一致がある。最近でも小沢新進党党首の党首選挙での消費税率10%、1月18日豊田経団連会長の「魅力ある日本」の創造」での消費税引上げ提言、武村元大蔵大臣の「行政費10兆円削減、消費税10%以上引上げ」、加藤寛税制調査会長の「消費税18%引上げ」発言などである。

そのため、特例国債発行にみられるように法律上禁止されているものを14年間も続けて発行するという節度のない執行を生みだしている。財政再建のためには消費税は廃止するべきである。

第6にこれを支える政・財・官癒着の構造をなくすことである。これら、大企業優遇税制是正、公共事業費の無駄遣い、財政法違反の国債発行とバブルなみの高利払い、仮想敵国ソ連の崩壊後にも軍事費増額等が聖域として罷り通ってきた背景には、経済支配に絶大な力を持つ財界が政治献金で政権党を買収・収票、財界に利権を、官僚に天下り先を保障する政・財・官の癒着の構造があるからである。

その軸をなすのが審議会、調査会方式で多数の財界代表が入り、政府と談合して決めていくものである。その談合の結果出されてくる大企業本位の政策

特集・消費税と財政民主主義

とそれにもとづく巨額な国家資金の投入は、みなこの仕組みによるものである。土光経団連名誉会長を臨時行政調査会長として実施した中曽根「行革」や、「住専」問題の処理はその典型的なものである。

又、このような癒着の構造は、リクルート、共和、ゼネコン汚職、金融スキャンダル事件を引き起こし、政治・経済の腐敗の温床となってきた。企業・団体献金禁止、政党助成金廃止、役人の天下り禁止を実施することである。

2. 消費税をめぐる

(1) 消費税導入後の問題点

①弱者に重い負担（逆進的負担）

日本生協連95年度消費税調べでは、4人家族で年平均125,479円となっている。この数字は4人家族の食費1ヶ月分の1.6倍となる。年金生活者・社会的弱者にはきわめて重い負担となっている。税率5%引上げが実施されると83,652円の負担増で4人家族は209,131円となる。また、消費税は所得税・住民税・社会保険料よりも著しく逆進性の強い税金である。

(表4・5)

消費税はすべての取引に課税、食料費をはじめ、生活必需品にも一律課税する、景気の変動にかかわらず税収は予算見込み額どおりの税収をあげ、政府にとって都合のよい税金である。

②景気を冷やす消費税率引上げ

1990年からバブル崩壊を契機として、91年春頃より日本経済は90年代不況に入った。その間、実質成長率は91年3.1%、92年0.4%、93年0.2%、94年0.4%、95年1.3%とゼロ成長が続いた。96年は94年春、95年夏に続いて「景気回復」宣言をおこなったが不透明である。97年は消費税率5%への引上げで5兆円、特別減税2兆円とりやめ、医療保険改悪で2兆円負担増合計9兆円で1%以下の低成長になるものと予想される。

現在の不況は消費不況といわれている。消費税率引上げ、特別減税とりやめ、医療保険改悪は徹底して消費を冷え込ませる。

③消費税導入は「高齢化社会のため」はデマ宣伝

消費税導入に際して「高齢者のため」と宣伝したが社会保障費予算は全く増額されていない。また、

将来高齢者人口が増加し、高齢者1人を現在5.1人で支えたものが2020年には2.1人で支えなければならないとデマ宣伝したが、総人口を実際に働いている人で割ると現在1.98、2020年で1.87で余り変わらないことが明らかになった(表6)。

ゴールドプランに対する消費税の使用状況をみても、消費税収(89年～96年)は51兆2,798億円、ゴールドプランへの使用は1兆8,813億円で6%の使用である(表7、図6)。

④中小企業への特例措置の改悪

今回改正での税率引上げは消費税(国税)4%に、地方消費税1%創設することになるが同時に次のような改悪を行っている。

簡易課税制度の適用上限を2億円に引下げる。業種分類をサービス業、不動産業、運輸通信業を第5種に分類し仕入控除率を60%から50%に引下げる。限界控除制度を平成9年度4月1日から開始する事業年度から全廃し、それまで経過措置を行う。(個人の場合10年分の申告から)、仕入税額控除制度を記帳及び請求書等保存の二重しぼりで厳しい取扱いとなる。当局は従来の取扱と変わらないと言っているが税法や通達是不変なのだから余り信用は出来ない。消費税「益税」問題などあるがこれは法律が納税義務者と税務署との間の納税を義務づけて、消費者からは徴収することを明記してなく、消費者から消費税を取っても取らなくてもよいことになっているからである。消費税としてではなく物の価格として含めて取れば問題はないことになる。また大企業は必ず転嫁出来るので負担は起こらないのである。

⑤大企業と高額所得者のみ減税

大企業、資産家優遇税制は温存し、巨額の内部留保を蓄積してきていることは既に述べた。この間法人税率を42%→40%→37.5%に引下げた。高額所得者も消費税導入と同時に所得税最高税率を60%から、50%に、住民税を16%から15%に引下げた。

⑥生まれるときから、今回も又公約違反の消費税

1989年4月から実施の消費税導入は、中曽根内閣の売上税廃案のあとを受け、竹下自民党内閣は、生活と関連する重要法律を選挙を経ないで強引に導入した。公約違反の第1である。

今回の増税でも、村山内閣は前回総選挙のとき消

表4 95年消費税調べ

年収別	年間消費税額	収入に占める割合
300万円以下	56,311	2.1%
300万円台	65,666	1.9%
400万円台	91,172	2.1%
500万円台	102,975	1.9%
600万円台	111,070	1.7%
700万円台	128,917	1.7%
800万円台	131,098	1.5%
900万円台	138,521	1.5%
1000万円台	150,503	1.4%
1100万円台	174,275	1.5%
1200～1300万円台	174,095	1.4%
1400～1500万円台	170,017	1.2%
1600万円以上	236,343	1.1%
総合	125,479	1.6%

(注) 日本生協連作成。

表7 消費税収額とゴールドプラン国庫負担分①

年度	消費税収額 (A)	消費税収のうち 国庫配分額(B)	ゴールドプラン 関係事業費 (国庫分)(C)	C / B (%)
1989	4兆 874億円	2兆4,852億円	—	—
90	5兆7,784億円	3兆5,132億円	900億円	2.6
91	6兆2,204億円	3兆7,820億円	1,400億円	3.7
92	6兆5,511億円	3兆9,831億円	2,000億円	5.0
93	6兆9,831億円	4兆2,457億円	2,400億円	5.7
94	7兆 394億円	4兆2,799億円	3,381億円	7.9
95	7兆1,850億円	4兆3,685億円	3,865億円	8.8
96	7兆4,350億円	4兆5,205億円	4,867億円	10.8
小計	51兆2,798億円	31兆1,781億円	1兆8,813億円	6.0

出所：大蔵省資料「消費税とその配分」、厚生省資料「新ゴールドプラン予算額」(上積み分)の推移(国債)」による
1. 96年度は当初予算ベース、なお、94年度は補正分481億円含む。
2. 95年度からは新ゴールドプランとなっている。

表5 どの租税よりも能力に応じた負担に逆行する消費税

年収別、税別、社会保険料、消費税の収入に占める割合

(万円、%)

年収	<300	<400	<500	<600	<700	<800	<900	<1000	<1100	<1200	<1400	<1600	>1600
消費税	2.1	1.9	2.1	1.9	1.7	1.7	1.6	1.6	1.4	1.6	1.4	1.2	1.1
社保	3.2	7.7	7.0	8.3	8.1	7.6	8.4	8.0	8.1	8.4	7.5	7.6	6.2
住民税	0.1	0.5	0.7	1.3	1.6	2.1	2.0	2.0	3.3	3.0	3.9	4.8	6.6
所得税	0.1	1.0	1.2	1.9	2.1	2.6	3.4	3.9	4.9	4.0	6.1	8.6	16.6
計	5.5	11.0	11.0	13.3	13.6	14.0	10.1	16.2	17.7	18.3	18.6	22.2	23.6

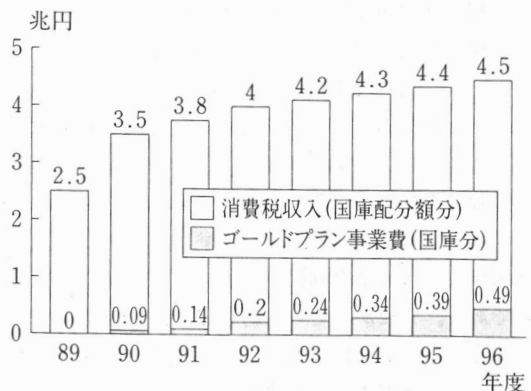
(注) 日本生協連作成

表6 人口将来見通し

	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
総人口	9,342	10,467	11,692	12,361	12,698	12,945	12,690
生産年齢人口 (20～64歳)	5,073	6,295	7,055	7,621	7,878	7,491	6,799
高齢者人口 (65歳～)	535	739	1,058	1,490	2,151	2,727	3,197
高齢者/ 生産年齢人口	1/9.5	1/8.5	1/6.7	1/5.1	1/3.7	1/2.7	1/2.1
就業者数	4,436	5,094	5,536	6,249	6,730	6,705	6,785
総人口/ 試算負担	2.11	2.05	2.11	1.98	1.89	1.93	1.87

(注) 人口の単位は万人。人口は1990年までは「国勢調査」。1990年以降は厚生省人口問題研究所1991年6月暫定推計。就業者数は1990年まで総務庁「労働力調査」。2000年以降は「労働力需給の長期展望研究会」推計。

図6 消費税収額とゴールドプラン国庫負担分②



特集・消費税と財政民主主義

費税は増税しないと社会党として選挙公約したのにその公約を覆し、1995年11月に5%引上げ増税法を通した。第2回目の公約違反である。

今回の総選挙（1996年10月20日）でも、消費税増税中止が最大の争点として闘われたが、自民党はたしかに「消費税増税」の政策をかかげたにせよ自民党の多くの候補者は5%増税に「反対」「凍結」「延期」「行革を先行」など別の立場を有権者に訴えた。5%と公約した候補者は5人に1人しかない。にもかかわらず国会答弁で橋本首相は「消費税率の引上げを来年4月から実施させて頂きたい」を公約違反を平然と行っているのだ。

⑦世界に例をみない財政危機は今後一層深刻にならざるを得ない。次のように債務の増加が予想されるからである。

イ 「住専」第1次処理6,850億円、第2・3次補填

ロ 安保条約再改定による1兆円負担

ハ 今後の公共事業費630兆円

ニ 首都移転（直接費）14兆円

ホ 大軍拡計画25兆円

ヘ 旧国鉄債務27兆円

（2）今次消費税増税中止闘争の意義

97年度予算政府案は無駄遣いを温存し、消費税増税、特別減税打ち切り、医療制度改悪で、計9兆円負担増の国民生活破壊の大収奪予算案である。勤労国民と中小企業者は消費税増税中止を予算案に対決する生活擁護闘争として位置づけて闘うことが必要である。

また、消費税増税中止の闘いは、戦後闘いとしてきた税の所得再配分の機能と民主的租税原則を擁護し、民主的財政再建を確立する闘いである。

そして、消費税増税中止の闘いは、日本経済再建に向け、勤労国民と中小企業の生活と営業を擁護する立場から、大企業の横暴を民主的に規制し、経済、財政政策を転換させるたたかいである。

最後に、各地元選出議員に選挙公約を守らせる、地域住民による議会制民主主義を確立させるたたかいである。したがって「公約を守れ」と同時に、公約を守らないものには次の選挙で投票しないというところまで発展させる必要がある。

（3）増税中止の闘いの現局面

総選挙の結果は、保守が圧倒的多数を制したとは言え自民党は単独で内閣を組織すること出来なかった。

選挙の最大の争点であった消費税増税中止という観点からみると消費税5%増税に賛成した自民党議員は5人に1人で増税が信任されたなどと言える状態ではない。

昨年（1996年）の11月29日に開催された特別国会で、日本共産党不破委員長、志位書記局長が本会議予算委員会ですどく追求したが、政府は増税路線をくずしていない。新進党の「据置き法案」を委員会、本会議で否決した。

日本共産党は「97年4月1日からの消費税率5%への引上げを行わない措置を構すべきである」という特別決議を提案した。97年1月からの通常国会で「消費税増税中止」「公約遵守」の要求で、消費税廃止各界連、消費税をなくす会を軸に、「見直しに期限はない」「消費税中止は国民の声」「税率は国民が決めるのだ」という立場で、学習、大宣伝による騒然とした地域世論づくり、衆・参両院に国会請願の大波を起こし、消費税増税中止の要求をかちとるために闘っている。特に消費税増税中止に、医療制度改悪反対、大幅賃上げを加え、国民生活防衛全国統一行動として、2・27、3・2、3・19の全労連を中心としたストライキを含む統一行動が闘われる。消費税増税中止、医療制度改悪反対の国会請願行動も波状的に闘われているのである。

（会員・税理士）

社会保障・福祉財源と97年度予算案 —財界戦略を忠実に実行する橋本内閣「6つの改革」批判—

草島 和幸

1. 国民への挑戦・97年度予算と橋本内閣 「6つの改革」

橋本内閣が96年12月25日に閣議決定した97年度政府予算は一般会計77兆3,900億円、財政投融资51兆3,571億円であり、歳入と歳出の主な項目は表1のとおりである。社会保障・福祉を中心にした検討は後の項でおこなうこととするが、その前に橋本首相が初めての予算編成で示した政治・経済・財政運営の基本的な方向を確かめておこう。

96年10月の総選挙後に発足した第2次橋本内閣は、引続き自民党・社民党・さきがけの連立政権とはいっても、大幅に議席を減らした社・さからは閣僚を送ることができない事実上の自民党単独政権となった。組閣直後に橋本首相は当面する政治運営については「5つの改革」を実行することだと強調した。それは12月になってからさらに追加して「6つの改革」が掲げられている。

1月20日、第140回通常国会の冒頭に行なわれた施政方針演説のほとんどがこの「6つの改革」論に当てられたのでそこの順序に従うならば次の項目である。①財政構造改革、②教育改革、③社会保障構造改革、④経済構造改革、⑤金融システム改革、⑥行政改革、などである。これらの「改革」の中身を施政方針演説から要点を列記すれば以下になる。

財政構造改革=97年度をスタートとして「2005年度までのできるだけ早い時期に国及び地方の財政赤字の対GDP比率を3%以下とすること、国の一般会計においては特例公債依存度の引下げを図ることなどを目標といたします。」といっている。その具体的方法には何も触れていないが、スタートとする97年

度予算で消費税5%の実施や所得税特別減税の中止が盛り込まれているからその答えは「さらなる国民大增税」であることは明らかである。

教育改革=「平等性・均質性を重視した学校教育を個々人の多様な能力の開発と、創造性、チャレンジ精神を重視した生涯学習の視点に立った教育に転換する教育改革を進めてまいります。」とし、「いじめや非行の問題については、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むことができるよう支援を強化いたします。」というのである。ここで見られる最大の特徴はこうしたことが問題になってきた原因と責任が全く棚上げにされていることである。詰込み主義の偏差値や進学競争、義務教育無償や教育の機会均等に反する教育費父母負担の急増、憲法と教育基本法を踏みしめる管理教育の強化などこれまでに政府が進めてきた教育政策と文部行政についての反省がないところに国民が期待する「教育改革」は望むべくもないのである。

社会保障構造改革=「社会保障の費用は、本人の負担か事業者の負担か、税金を使った国や地方の負担かにかかわらず、だれかが負担しなければならないものです。」「介護保険制度の創設は、社会保障改革の第1歩」、「大幅な赤字体質となっている医療保険をこのまま放置することは許されません。」などであるが、さすがに「社労族のボス」であるだけに、これからやろうとするポイントが提起されている。医療費給付率の引下げなど、税制と合わせた大規模な患者・国民負担を増加させる改悪法案が用意されている。これが「だれかが負担しなければ」という回答なのである。

経済構造改革=「昨年末に決定した『経済構造の变革と創造のためのプログラム』は、…その実現に

特集・消費税と財政民主主義

表 1

97年度予算 政府案	一 般 会 計 77兆3900億円 3.0%増		
	歳入	税 収 入	57兆8020億円 12.6%増
		税 外 収 入	2兆8810億円 5.5%増
		国 債 債	16兆7070億円 20.6%減
		(うち赤字国債)	(7兆4700億円) (37.7%減)
		一 般 歳 出	43兆8067億円 1.5%増
	歳出	防 衛	4兆9475億円 2.1%増
		社会 保 障	14兆5501億円 1.8%増
		公 共 事 業	9兆8462億円 1.3%増
		(NTT株活用事業を含む)	
地方交付税交付金		15兆4810億円 13.8%増	
国 債 費		16兆8023億円 2.6%増	
	NTT株活用等	1兆3000億円 同 額	
財政投融资 51兆3571億円 4.5%増			

※増減は96年度当初予算比、1000万円で四捨五入

(出所)「朝日」1996年12月26日

表 2

橋本首相のねらう「5つの改革」のスケジュール										
	96/11 第2次橋本 内閣発足	96/12 97年度 予算編成	97 通常国会 自民党 総裁選	97/9 通常国会 参院選	98/7? 統一 地方選	99/4 自民党 衆院選	2000/10 総裁選	2001/1/1 期満了		
行政改革 (省庁再編)	行政改革 会議発足	大蔵省改革 法案=審議	省庁再 編成案	法案 =審議	先行 実施	(再編準備期間)			新体制 移行開始	
金融シス テム改革	(「規制緩和」前倒しも)	成案	法案 =審議		(順次実現)				〈改革 完了〉	
経済構造 改 革	〈第1段階〉 改革案 の骨格		肉付け	〈第2段階〉 法案=審議		(第2段階順次実現)				
社会保障 構造改革	介護保険 法案提出	医療保 険改革	法案=審議	(介護保険準備期間)		年金制度 大改定	介護保険 スタート			
財政構造 改 革 (税 制)	赤字国債減額	(財政再建法制定?)		(法人税改革)……………(消費税 再引き上げ?)						

(出所)「経済」97年2月号

向け、政府の行動計画を今春までに策定いたします。」としているが、それは「経済的に効果の大きい規制の撤廃や緩和、企業税制の改革や持株会社の解禁などを通じ、経済の効率性や柔軟性と産業の競争力を高める」というもので、村山内閣以来進めてきた大企業の横暴を野放しにして労働者の生活と権利・中小企業・農業の経営を脅かし、安全・環境や食品衛生など国民生活の危機を拡大する規制緩和が焦点である。

金融システム改革＝「国境を越えた金融取引を抜本的に自由化…銀行、証券、保険分野への参入を促進し、1,200兆円に上る個人金融資産を有利に運用することができるよう規制を見直し、…2001年までに逐次改革を実行してまいります。」として、「リスクを伴う取引を自己責任の下で…、規制に安住する経営が許されなくなる。…デスクロジャーの徹底、ルールの明確化などにより透明かつ公正な金融行政を行ないます。」というのであるが、自民党へ最大の政治献金を行なっている銀行の悪徳商法がチェックされるとは誰もが信用しないだろう。それよりも注目すべきは「国民の金融資産1,200兆円」といっていることであり、超低金利のもとで原資が減少したり目減りしている現状は政府と日銀が国民から銀行や大

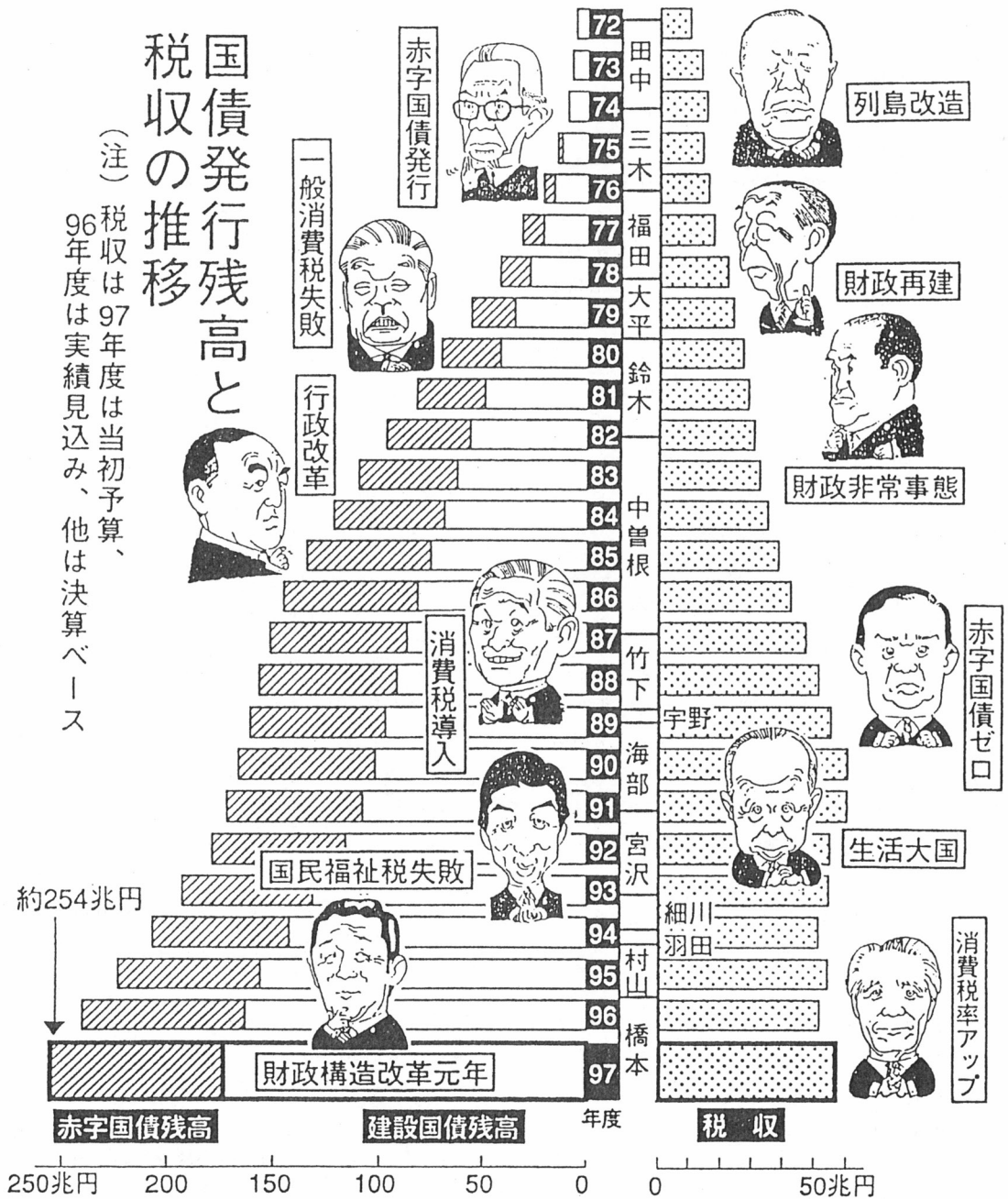
企業への所得移転をさらに促進する意図を読み取るべきだろう。

行政改革＝「3つの観点で一切の聖域を設けず行政のあり方を総点検いたします。」としており、「規制などによって民間活動に参与していることを廃止」「国の現業や特殊法人などの公的部門が提供しているサービスを民間にゆだね」「行政が関与する場合であってもその主体を国から地方にゆだね」などを上げている。要するに、規制緩和と行政サービスの民営化とともに国から地方への事務事業の移管を進めるというのである。

ここでは触れられていないが橋本首相がかねてから掲げてきた省庁再編＝国家機能を大企業・銀行など多国籍企業化や日米安保体制のグローバル化に合わせた再編成がこうした行革推進の背景にあることは明らかである。

こうした「6つの改革」が80年代からの臨調行革が「眼目」とであるとしてきた「国家と国民をあわせた国の歩みを変える」とした憲法改悪を射程に入れた反動的反国民的国家改造を目指すものであることは明らかだ。後から追加された教育改革以外のスケジュールは表2の通りであるが97年度予算と通常国会に提出される法案によってすでに具体化に向けて

図 1



(出所)「毎日」1996年12月21日

特集・消費税と財政民主主義

動き出しているのである。

2. 日本をダメにする増税・福祉切捨てと 財界・アメリカ奉仕

橋本内閣の97年度予算案の骨格がほぼ固まり始めた96年12月以降での東京証券市場の株式相場は“売り”が相次ぎ低落してきた。年末に政府予算が確定して取引を再開した証券市場での“売り”はさらに加速し、主要名柄の平均株価は前年11月末に比べて20%もの値下がりとなり、以後は低迷を続けながら乱高下を繰り返している。また、為替市場も急速な円安となり1月下旬には4年ぶりに1ドル・120円となった。

マスコミはこうした事態を“日本売り”だと論評しているが、その背景にあるのは橋本内閣の97年度予算案による日本経済の先行きへの国内と国外からの不信感の高まりを反映していると見られる。その最大の材料が消費税5%への引上げと所得税特別減税中止など年間7兆円もの増税に加えた医療保障の改善による年間2兆円の患者・国民負担増加の押しつけであることは明らかである。証券・為替市場での取引が国民生活の危機に気配りするものではないにしても、GDPの60%をしめる勤労者家計を中心にした民間最終消費支出が抑え込まれて97年度の経済成長が困難になるとの読みがあつての市場相場だといえるだろう。

政府予算においては、国民生活に大打撃を与える増税は歳入増加として、患者自己負担などは歳出の削減としてしめされるのだが97年度予算案ではその両面にわたり現在と将来の日本経済・国民生活に重大な影響をもたらす問題がふくまれているのである。予算案が閣議決定された翌日の朝刊各紙は1面トップとあわせて大きな解説記事を掲載しているがその見出しは次のとおりである。「納税者負担、7兆円増。抜本改革先送り。税・保険・家計にずしり」（朝日）、「国債発行16兆7,070億円。見えぬ『改革への道』。増える『隠れ借金』」（毎日）、「国・地方の債務500兆円。GDP並み規模に。景気自律回復 増税重く。」（日経）などである。いづれも歳入と歳出の焦点にスポットが当てられているが、日経による“債務500兆円”についての内容と問題点を見ていこう。

97年度予算をふくめた“債務500兆円”の内訳は、新たに16兆7,070億円の増発による97年度末の国債発行残高は約254兆円、地方債の残高146兆円とともに国と地方の長期債務残高の合計が470兆円程になる。これに旧国鉄債務（28兆3,000億円）、国有林事業の債務（3兆5,000億円）などの“隠れ借金”を加えれば97年度政府見通しのGDP・515兆円に匹敵する規模になるというものである。

こうした巨額の債務の元利償還に当てる国債費は16兆8,023億円であり、税収見込額57兆8,020億円の約29%にもなる。同様に地方財政の公債費・9兆6,500億円は地方税収入・37兆143億円の約26%にもなっている。つまり所得税・住民税とともに消費税など国民が負担する税金のおよそ3分の1が大部分の国債・地方債を保有する銀行などの金融機関・大企業・大資産家のフココロに転がり込む仕掛けなのである。それだけではなく97年度にも増発される合計29兆円の国債と地方債の累積がますます増加することにより文字どおりに“孫子の代までの借金漬け”となり、負担はさらに重くのしかかってくるのである。

歴代の自民党と連立政権のもとでの国債と税収の推移は図1のイラストに見る通りであるが、赤字国債発行の75年から建設国債が増発された80年代初期は石油ショックによる不況対策であり、さらに増加する85年以降は日本政府も加担したアメリカの経済危機救済による円高不況対策であり、80年代後半にはバブル景気で大幅な税収増があるもとでもバブルをおおる国債発行を続け、その崩壊による90年代不況のもとでの連立政権と自民党が税収落込みの穴埋めにさらなる借金財政を拡大してきたことがわかるだろう。

こうした借金財政の拡大過程の節目には、大平内閣の一般消費税導入失敗、中曽根・竹下内閣の消費税導入、村山・橋本内閣の消費税率アップなどが絡んでいることに注目すべきであろう。実は歳入対策としての国債増発と最悪の不公平税制であり国民生活直撃の消費税導入が歳出面におけるアメリカの世界戦略に従属する大軍拡と大企業奉仕の大規模開発を中心とした公共事業などの浪費の拡大とともに、もう一つの国民犠牲の社会保障・福祉など国民生活

に切捨てが強行されてきた。そのすべてが高利潤と高蓄積をめざす大企業・財界の要求に追従した結果なのである。

次に、97年度予算案における歳出削減とともに橋本内閣が掲げる「6つの改革」がさらなる国民生活への犠牲を強要するものであるかについて見ていこう。当面、具体化されているのは医療保険と老人医療であるが年間約2兆円の国民負担増となるのは、①健康保険被保険者本人の医療費給付率90%を80%に引下げる、②老人医療自己負担の入院1日710円を1,000円へ、外来受診月額1,020円を1回につき500円・月額2,000円を上限、③すべての外来受診について薬剤1種類・1日分につき15円の患者負担、④政管健保保険料率8.2%を8.6%（労使折半、月収30万円の労働者は月額600円の負担増）に引上げるなどであり、いずれも97年5月から実施するとしている。このほかにも国民年金保険料が4月から1万2,300円から1万2,800円に上げられる。

こうした医療費患者負担の増加が経済的な困難とともに国民から医療の機会を奪うことになるのは避けられないだろう。とりわけ高齢者の入院の場合はすでに自己負担とされている給食費とあわせると月額5万円の自己負担となる。このほかにも差額ベット代等の保険外の自己負担があるから年金収入からの医療費支出はほとんど不可能である。また、外来通院で治療を続ける場合でも、糖尿病・高血圧などの慢性疾患は生涯にわたる治療と何種類もの薬剤の服用が避けられず、さらには診療科目も内科など単独でなく幾つもの科目で受診することもまれではないのだから月当たりの自己負担は2,000円の何倍かになるし、1剤1日15円・月額450円の薬剤費もこの何倍かが必要になる。

より深刻な問題は被保険者本人の20%自己負担であり、筆者の最近の体験からの報告が参考になるだろう。昨秋、心筋梗塞が突発して救急車で病院に担ぎ込まれ約3週間後の退院時に請求された医療費は約36万円であり、預金を取り崩して支払った。その内訳は保険外の自己負担約14万円、保険医療費の10%に相当する自己負担が約22万円だった。この内の高額医療費の自己負担額6万3,000円を除く約15万円は療養費払いの請求によって3ヵ月後に健保から

支払われたので実際の自己負担額は21万円ほどであった。

給付率が80%となって同様の病気で入院した場合の退院時の支払いは約60万円になるだろう。貯蓄もなくぎりぎりの生活を送っているであろう多くの労働者が取るべき手段はサラ金に駆込む以外にはないし、3ヵ月後に支払われる療養費を待つ間の高い利子を支払い（例えば10%×3ヵ月で18万円）、療養費払いで1部の返却ができて借金が残ることになる。入院による休業中の賃金ゼロを埋めるべき傷病手当金が賃金の60%と大幅に減少する下でのこうした医療費負担が「病気と貧乏の悪循環」という古典的な貧困を大量に再現するであろうことは明らかだ。

実施時期との関係で97年度予算とは当面は関連しないが社会保障・福祉の抜本改悪として重視すべきは児童福祉法改悪（保育所措置費制度の廃止など）と介護保険法の制定であり、特に介護保険法は今後の消費税率引上げに結びつけられるであろうと見られている。この二つの問題に共通する特徴点は保育・介護サービスの供給が民間企業に任せられ、公的責任が放棄されることである。

これは先に見た医療費自己負担の増加についていえることであり、生命保険など民間企業が売出す医療保険商品の購入で日頃から準備しておけとの誘導がおこなわれる。保育・介護については民間企業が供給する多様なサービスを利用者が購入すればよいという論法が公然と掲げられてきた。社会保障・福祉分野を営利企業への市場として提供していかうというのであり、これが橋本首相が「公的部門が提供しているサービスを民間にゆだねられないか」などの行政改革の「三つの観点」の実態である。

医療保険商品の場合でも同様だが利益優先で売出される商品・サービスが国民の期待する良質で安価となるはずがないばかりか、経済的に余裕のある限られた人達しか利用できないことになる。同様な策動は社会保障のもう一つの柱である公的年金制度のさらなる改悪として動き始めていることも見ておくべきだろう。

厚生省の社会保障・人口問題研究所が1月21日に発表した将来人口推計として、年金支給開始年齢を60歳から65歳に後退させ、給付削減と大幅な保険料

特集・消費税と財政民主主義

引上げを強行した94年改悪の際に予測された以上に少子高齢化が進むとして、日本の総人口の減少とともに15歳から64歳までの生産年齢人口と65歳以上の高齢人口の比率が2025年にはこれまでの2.5対1から2対1になるというのである。

マスコミは一斉に「人口減少社会、細る活力、年金・医療破たん寸前、現役の負担限界に」（1月22日付、日経新聞）などと報じている。将来人口とその年齢構成の推計が科学的であり信用できるデータであることに異論をはさむべきではないだろう。しかし、その先に展開される“細る活力”“年金・医療破たん寸前”などのキャッチフレーズは政府・厚生省が財界との気脈をあわせた世論操作・国民を欺くイデオロギー攻撃と見るべきだろう。

以下では、国民本位の不況克服と日本経済の安定した再生についての試論を提起しよう。

3. 大企業の民主的規制と社会的責任の追及

国税庁が毎年発表する「民間給与実態統計調査」によれば民間労働者3689万人余りの95年の平均年収は457万2,000円であり、対前年比で1万7000円・0.4%増とされている。90年代不況になってからの変化を見ると92年の455万円から低迷が続けているのがわかる。この間には僅かではあるが賃上げや定期昇給もあり年収が増加した労働者がいることを考慮するなら相当数の労働者は年間収入を減少させていると推測できる。

仮に年収が増加した労働者であっても、税金と社会保険料を天引きされたあとの可処分所得が減少したであろうことも明らかだ。特に94年12月から一斉に引上げられた厚生年金保険料が全面的に反映した95年の可処分所得は、大幅に減少したはずである。国税庁調査による95年の社会保険料の1人当たり平均控除額は、前年よりも9万円増加したとされている。総理府の95年家計調査報告が調査開始(1963年)以来初めてだとする勤労者家計の消費支出が「実質で3年連続、名目で2年連続して減少」している。

所得税特別減税中止と健康保険料率の引上げは勤労者家計の可処分所得を確実に減少させることになる。その一方で引上げられた消費税による公共料金

とすべての商品・サービスの値上がりがと医療費患者負担が家計の消費支出増加を強制することになる。明らかに矛盾するこうした事態に対応する手段は商品・サービスの購入量を削減するしかないし、どうしても必要な場合には借金で間に合わせる以外にはない。

この反面では、すでに大規模なリストラによって1ドルが80円程度でも利益を上げられる体制を確立している大企業はさらなる高利潤と高蓄積を上げることは明らかである。橋本内閣の97年度予算は、労働者と国民に犠牲と負担を増加させ、大企業の利益に奉仕するものであることはいまでもない。国際的な資本市場からも「ダメ」といわれている「ルールなき資本主義・日本」の異常な状態を改めることが急務なのであり、それを実現する可能性と条件は十分に整っているのである。そのポイントは政治・経済・財政運営を国民本位に転換することであり、大企業の横暴を民主的に規制することである。以下ではこうした視点による提案と試算を提起しよう。

(1) 政府予算のムダと浪費、7兆円を削減する。

①約5兆円の軍事費のうち当面アメリカ軍への“思いやり予算”や軍艦・戦闘機・戦車・ミサイルシステムなど正面装備を中心に2兆5,000億円削減する。

②約10兆円の一般会計の公共事業費からの国庫負担2兆円を削減する。

環境破壊などをとめない、国民生活とは無縁で採算の取れない事業を抜本的に見直し、ゼネコンなどに不当な利益を保障する受注方式とその単価を改めて当面、20%約2兆円を削減する。これは地方自治体の一般財源支出削減とともに総額約40兆円となり、財源となる国債と地方債をあわせた約30兆円の増発が削減される。

③大企業に対する補助金など5,000億円を削減する。

大企業の新技術開発や多国籍化促進とアメリカの世界戦略支援のODA(海外開発援助)予算を削減する。

④バブル期に高利回りで発行された国債を最近時の低利率で借換えるなど総額11兆6,775億円の利払い費の20%程度、約2兆円を削減する。

(2) 大企業の不当な優遇税制を改め、国税・地方税をあわせて当面23兆5,000億円、平年度で4兆8,500億円の増収をはかる。

これまでに貯め込まれた大企業のうちの非課税とされた引当金・準備金など不当な優遇を見直しによる課税で国税・約13兆5,000億円、地方税約10兆円、合計23兆5,000億円の増収と平年度の増収(国税・約3兆円、地方税・約1兆8,000億円)が可能となる。(別稿の村上晴男論文で詳述される)

(3) 大幅賃上げと国民生活の改善による恒常的な財源5兆円+ α の増加をはかる。

①計算を単純にするために全労連の賃上げ要求3万5,000円を下回る2万5000円で労働省の賃金調査結果である年間ボーナス4ヵ月を加えた1人当たりの年収増は40万円となり、5000万人の雇用労働者の賃金は20兆円増加する。所得税の最低課税率10%で2兆円の増収となる。この増収分に合わせて地方税の増加も見込まれる(+ α)。

②また、保険料率を現行のままに据え置いた場合でも年金・健保など使用者負担をあわせた賃金の15%程度と見込まれる社会保険料3兆円が増加する。

③労働者の収入増加が広範囲の商品とサービスの購入を拡大して中小企業の経営安定と収益の増加となり、その結果として雇用と収益の増加にともなう税収増となることは明らかであり、安定した財源をさらに拡大する。

以上の結果、政府予算のムダと浪費・大企業優遇の不公平税制の是正・労働者の賃金引上げなどで当面国税収入ベースで22兆500億円、平年度でも12兆円を国民生活向上に振り向けることが可能になる。言うまでもなく9兆円規模の増税と国民負担増を中止した上に社会保障・福祉、教育、中小企業対策の大幅な拡充も行なうことができるのである。

賃上げによる社会保険料増収は医療保険等の赤字が90年代に入って以降の賃上げ抑制による結果であることを示すものであり、保険財政の安定とさらなる給付の改善を見込めるのである。なお、各社会保険の抜本的な財源対策としては労働者の保険料率を現状に据え置きながら5~10年計画で段階的に労使負担割合をヨーロッパ並みの3対7としていくなら

ば全額被保険者負担の国保・国年を除いた年間約40兆円の保険料収入を約26兆円増加することが可能になる。

日本の財政と税制とともに雇用と賃金・労働条件改善で経済運営の基本を大企業の利益優先から国民生活優先に転換させて安定成長の軌道を固めるなる「少子・高齢化」など政府や財界のいう「危機」は充分に乗り越えられるであろうし、豊かさを国民のものとするのできるのである。

(労働総研常任理事)

バックナンバーの紹介(各1250円、送料240円)

第22号(1996年春季号)

ナショナル・ミニマムの確立と

日本の最低賃金制運動 黒川 俊雄
特集「新保守主義経済学」と日本の労働者

第23号(1996年夏季号)

日本の労働組合をどう見るか 大木 一訓
特集 女性労働者の状態と男女平等要求
—均等法の見直しにあたって—

第24号(1996年秋季号)

介護保障と労働運動の課題 日野 秀逸
特集 現代労働組合の基本問題

第25号(1997年冬季号)

日本の財政民主主義は再生できるか 内山 昭
特集 レギュレーションとは何であったのか

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。
バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

国際・国内動向

イタリア労働組合運動をどう見るか

高木 督夫

与えられた課題は「EU通貨統合と労働者の闘い」というのだが、これについてはすでに本誌や全労連の機関紙はじめ『労働運動』『経済』『赤旗』等にも何度も報じられているので、ここでは同じ問題をイタリア労働運動を軸にやや長期的な視点から紹介してみたい。

ネオコーポラティズムの問題

ネオコーポラティズム（新協調主義）は近代政治学の重要な概念だが、戦後西欧における労働組合運動と政治との関連について多くの実証的業績をあげており、西欧労働運動を理解しようとする場合、批判的にこの概念と業績を利用することは有用だと思われる。組合にとつてのネオコーポラティズムは、政・労・資の協調体制、対抗勢力としての労働組合の政策形成参加による利益との交換条件としての闘争の自主的制限とそのための下部組織への統制力の強化、組合と社会民主主義政党の密接な関係、組合への利益供与の前提条件としての経済力の国際的・相対的優位等の特徴としている。典型的には「福祉国家」スウェーデンの例を想起すればよいだろう。しかし1980年代以降、サッチャー、レーガン流の新保守主義・新自由主義（規制緩和、自由競争）の側からの攻撃の前に、ネオコーポラティズムは後退を余儀なくされている。加えてEU統合の基本動向は、種々の付帯条件を付ける要があるとはいえ、「ドローール白書」（1993年）の示すように国際競争力の強化を前面に掲げており、新自由主義路線を推進する性格をもっている。賃金コスト・社会保障水準切り下げを中心とする攻撃は社会民主党政権下のスウェーデン、コール保守党政権下のドイツをはじめ、ネオコーポラティズムの適例とはいえないにせよ戦闘的な組

合と強大な社会党を擁しているフランスにおけるシラク政権の攻撃、保守党によって強烈な攻撃を与えられたイギリス労組等、西欧を覆う周知の現象だし、それに対する組合のスト・デモ・集会等の大規模で激しい反対闘争も多く報じられている。このようなヨーロッパ的背景の中で、1990年まで資本主義世界最大の共産党（PCI）を擁し、戦闘的で強大なナショナルセンターCGIL（労働総同盟）を軸に動いてきたイタリア労働組合運動はどのような展開を示したか。

イタリアでネオコーポラティズム体制を構築しようとする試みは1960年代初期からすでに存在していたし、1978年には三大ナショナルセンター（CGIL、CISL、UIL）によって経済政策形成への参加、賃金抑制・労働市場政策への協調的立場を確認した有名な「エウル路線」が発表されている。種々の論議があるが、結論的にいってこれらはイタリア組合運動を基本的に変化させるものではなかった。変化は所得政策の導入という形で始まる。1969年の「熱い秋」から70年代とくにその前半にかけてのイタリア労働組合運動の高揚は有名だが、その重要な成果の一つにスカラ・モービレ（賃金の物価スライド制）があり、それが賃金水準防衛に果たした役割は巨大であった。所得政策の前提条件は資本主義経済には「物価上昇率＝名目賃金上昇率－労働生産性上昇率－労働分配率上昇率」という恒等式が成立していることである。スライド制の下では物価ついで名目賃金の上昇率が所与として与えられるが、それが生産性上昇率を上回ると労働分配率上昇率がプラス、資本分配率つまり利潤率がマイナスになる。大資本・大企業側はそれに対して再度の物価引き上げで対応する。要するに民主的政府が成立しており充分な民主的規

制が行われるか、労働者・勤労国民の巨大な闘争力を背景とした民主的で持続的な監視・規制がないかぎり、スライド制は賃金・物価の悪循環を起こしやすいのである。実際にはその他の国際的条件も加わって80年代前半のイタリアは激しいインフレに見舞われる。当時ECの為替相場安定制度に加入したばかりのイタリアの政府・大企業側はこの困難を突破しなければならず、かつ戦闘的なCGILと強大なPCIに打撃を与えるべく、スカラ・モービレ廃止・所得政策導入の攻撃を展開した。キリスト教民主党(DC)と社会党(PSI)連立のクラクシ政権、経営者団体(コンフィンドゥストリア)、DCの影響力の大きいナショナルセンターCISL、PSI影響下のUILの連合軍が、PCIとその影響下(一部はPSI影響下)のCGILに対して包囲攻撃を加え、種々の経緯の末、1985年6月の国民投票で実質的にスカラ・モービレ廃止・所得政策導入の基本方向が承認された(54.3%対46.7%)。この敗北はPCIとCGILに大きな攻撃を与えただけでなく、その後の運動の転換をもたらし重要な契機にもなったといえる。1991年10月のCGIL12回大会におけるネオコーポラティズム路線の確立(1996年の13回大会はその方針を踏襲している)はそれを示すものであり、政・労・資三者間の「93年7月協定」はその実践面での最初の頂点といえる。それに立ち入る前にPCIの変化を紹介しておこう。

旧イタリア共産党分裂の影響

1991年1月の20回大会でPCIが、多数派の左翼民主党(PDS)、少数派の再建派共産党(PRC)に分裂したことはよく知られている。ここで膨大な分裂問題事態に立ち入るのは不可能だが、若干の注意点を指摘しておこう。

第1、PDSは完全に西欧型の社会民主主義政党に転化したのであって、科学的社会主義政党とは全くの別物だということである。社会民主主義の特徴は通常「民主主義の徹底化」「改革の積み重ね」「資本主義経済体制の擁護」とされており、科学的社会主義路線は「民主主義の徹底化」「改革の積み重ね」「資本主義経済体制の変革」とされているから、体制変革を放棄したとする社会主義政党側からの原理的批判に対する弁解の余地はない。同時に「民主主義の

徹底化」「改革の積み重ね」という体制内の課題では両勢力が共闘できる理論的可能性があり、かつ西欧ではイタリア、フランス、スペイン等の諸国で社共統一戦線の経験が存在することを忘れるべきではない。

第2、国際的には社会民主党化することでPDSはアメリカはじめ欧米の政府・財界の承認を獲得、現在ではEU議会最大勢力である社会民主党グループの重大な一部を形成している。その目標はヨーロッパレベルの社会民主党グループの政治的支配とネオコーポラティズムの確立といってよい(ただし、後述のようにその困難さは極めて大きい)。

第3、国内では1994年春の総選挙敗北を教訓に(ちなみにこの選挙で汚職腐敗のPSIは事実上消滅、戦後イタリアを支配してきたDCは10%政党に転落した)、マキャベリを思わせる巧妙な連携作戦を通じて中道左派、中間派との連合戦線(ウリーボ)を形成、96年春総選挙で勝利、プローディ中道左派政権の主力政党の地位を獲得、国政に最大の影響力を有するに至っている。PCI多数派のPDSへの転化は政権獲得という点では成功したのであり、世俗的には「陽の当たる場所」へ移れたのである。

第4、このようなPDSが労働組合に対してネオコーポラティズム路線を期待するのは当然である。イタリアは元来政党と組合の関係が密接な国の一つで、確かに制度的には、組合は政党からの独立をうたい、政党支持の自由があり、政党・組合間の役員兼任やフラクション活動は存在しない。しかし従来からの歴史的関係があり、かつ中級以上の組合役員の大部分(上部ほど著しい)がPDS党员や支持者であるかぎり、PDSがCGILに強烈的な影響力をもつことは客観的に否定しがたい。PDS成立9ヶ月後のCGIL12回大会のネオコーポラティズム路線確立は当然だった。

他方少数派のPRCは紛れもない社会主義政党であり、北部大工場はじめ活動家層に強い影響力を有している。94年総選挙時より96年総選挙の得票率が大幅に上昇し、党勢が上り坂にあること(6.0%から8.6%へ、なおPDSは20.3%から21.1%へ)、および96年総選挙でPDS中心の中道左派が勝利したものの、野党側の中道右派勢力との差が僅少である結果、

国際・国内動向

PRCが議会でのキャスティング・ボートを持つに至ったこと、これらの理由から現在PRCの政治的発言力はきわめて大きくなっており、かつその政策的主張もケースによっては一定程度実現してきている。このような事情を背景に以前はPDSに対して悪罵に近い批判を主としていたPRCも、現在では厳しい原則的批判ないし反対の意思表示を行いながらも、同時に現実的対応を求めていくという行動が見られる。たとえば廃止されたスカラモービル再建の主張にしても、単純な復活ではなくインフレ対応の賃金政策として具体的に実現可能な法律案を他政党と相談しようという姿勢である。他方96年11月9日、中道左派政府のEU統合をめざす97年度財政政策に反対する50万人集会が、野党中道右派勢力によってローマで開かれたが、同日PRCはナポリで15万人を動員して独自の厳しい反政府行動を行っているのである。ただPRCは綱領をもっていない。前記のように理論的にはPRCとPDSの決定的相違点は「資本主義経済体制の擁護」か「変革」かに求められる。PDSがヨーロッパレベルの社会民主主義というそれなりの展望を明示しているのに対し、PRCはそれに対応するものを提示していない。PRCはイタリアをどのような道筋でどこに導こうとしているのか。この理論的不明確さがPRCのPDSへの劣勢の理由の一つのように筆者には思われる。

EU統合の影響

話を組合にもどそう。91年CGIL12回大会については種々の指摘が可能だが、要するにドイツモデルの政策形成参加をめざしたネオコーポラティズム路線の確立ということにつきる。PRC系の少数派が反対したのも当然だったし、大会と前後しながら1984年以来破綻していたCGILとCISL、UILの関係が修復されたのも当然だった。この路線の発展線上に、政（チャンピ内閣）、労（三大労組連合）、資（経営者団体＝コンフィンドゥストリア）三者間で「93年7月協定」が締結される（これについては、宮前忠夫「イタリア労働組合運動の新たな転機・3」、『労働法律旬報・No1369・1995、10.10号』に全文の翻訳と詳細な解説がある）。それは所得政策・雇用政策、労働協約制度、その他の労働関係諸政策、さらには研

究・教育・金融・地域間均衡・インフラ・公共事業等、広範な経済政策分野にわたって改革していくべき課題と方向を示したものといいよう。

その特徴の第1は、EU統合の過程が強烈に意識されていること（1992年末、域内市場統一一応完成、1991年マーストリヒト条約合意、93年11月発効）、とくにマーストリヒト基準に対応した「インフレ抑制、国家の負債と赤字の削減、通貨の安定」が最大目標として掲げられており、その手段として所得政策が提示されていることである。またEU統合の進展は従来からの技術革新の影響に加えて企業間競争の激化による企業内合理化をもたらし、それに対応した企業内労使関係の整備が要求される。後述のRSU（労組統一代表委員会）がそれである。

特徴の第2は、協定の内容が抽象的ないし玉虫色で、一見大筋では一致しているように見えながら、実際的には労使の思惑が大きく食い違っており、現実の解決は労使の力関係にかかっていると考えられることである。

第3、ネオコーポラティズム指向だからPRC系のCGIL少数派は当然ながらこの協定に反発するが、三大労組連合の評価では本協定は組合の獲得物ということになる。これ以後成立する歴代内閣と三大労組連合の最初の団体交渉は毎回「93年7月協定」尊重の要求から始められるのである。三大労組連合は以後この協定を組合側の原則的立場として行動し闘争していくことになる。そのような観点から最近のCGILの行動を若干例示してみよう。

第1、94年春の総選挙で成立した中道右派ベルルスコーニ内閣はEU化に新自由主義的立場から対応すべく厳しい年金改悪案を提起、これに対しPDS、PRCは勿論だか、三大労組連合の反対闘争は頑強をきわめ、94年10月14日には全国各都市で300万人をこすゼネスト・デモを強行、改悪案の阻止に成功した。95年初頭政権与党の分裂の結果ベルルスコーニ内閣の閣僚であったディーニが組閣、その下で同年5月年金問題は交渉はもつれたものの三大労組連合の反対行動一つなく、奇妙なほど平穏裏に妥結した。理由の一つはいうまでもなく政府側の譲歩であって、経営者団体代表の署名拒否がそれを示している。とはいえ妥結案が労働者側にとって改悪であることも

否定できないのであって（とくに年令に関係なく掛金35年で受給資格取得という既得権問題は現在も尾をひいている）、フィアット本社工場等では独自ストが生じているのである。しかも平穩裏に妥結したのはディーニが組合側のネオコーポラティズム路線に一定の理解と協調を示したからであろう（ちなみにディーニは現ブローディ政府の外相であり、「93年7月協定」時の首相チャンピは財政の総括責任をもつ閣僚である）。三大労組連合のネオコーポラティズムは政策形成参加と政・労・資の協調を求めながら、政府・資本側に対する対抗勢力としての力量を有しており、相手が拒否する場合には協調を求めて闘争するといつてよい。日本の「連合」の政府や企業への従属的行動原則とは異なる点を見逃してはなるまい。

第2、「93年7月協定」の所得政策に基づく産業別全国労働協約では、政府によって経済計画の一環として提出され労使に合意された計画インフレ率に一致するように賃上げ率が決められ、実際のインフレ率が計画インフレ率を上回った場合は賃上げ率決定後2年間でその差異を調整することになっている。常識的には右のように理解されるのだが、前記のように労使の思惑の食い違いからか協定文は明確さを欠いており、協定の実施が現実には労使の力関係に委ねられる傾向が生ずる。その点で現在注目されるのは三大労組連合の金属産業労組（FIOM、FIM、UILM）の労働協約（期間96年7月～98年6月）改定闘争での賃上げ問題である。組合賃上げ要求月額262,000リラ（計画インフレ率97年2.5%、98年2.0%、計165,000リラ。94～96年の計画インフレ率と実インフレ率との差額分97,000リラ）、金属産業経営者団体の反対提案は、前半の165,000リラは同意（この計画インフレ率が達成される可能性はかなり困難と一般に見られている）、後半のインフレ差額は30,000リラ、計195,000リラである。経営者側は、協約賃金率でなく実際の賃金を自分たちの方法で計算すると実質賃金はそんなに下がっていないなど種々の主張をしているが、要するにEU統合・競争激化を目前にして大量失業の圧力を背景に何かなんでも賃金コストを引き下げよう、とくに労組賃上げ闘争の先頭に突出している金属産業労組をおさえこもうとい

う意図が露骨といえる。注意を要するのは組合側が「経営者側は93年7月協定を守ろうとしない。組合はそれを守るために闘う」という意味の主張を繰り返している点で、逆に経営者団体（コンフィンドゥストリア）代表フォッサは第一次ストの直後10月3日、「93年7月協定」は実施不可能と発言するにいたっている。金属産業労組は9月27日、11月22日と30万人ストを打ち、12月13日には数百万人規模の三大労組連合の支援全国ストが行われたが、事態は96年度末時点で未解決である。筆者なりにいえばこの闘争の意味するところは二つある。一つは、EU統合圧力が強化されつつある現在、「93年7月協定」に示されるようなネオコーポラティズムの目標を達成するためには労組は闘争するしか道がない（この闘争の敗北は「93年7月協定」が認められず、かつ組合が実質賃金を維持する機能を失うことを意味する）という点である。金属産業労組とくにCGIL傘下のFIOMは左派の拠点でありPRCの影響力も強い。その側面から闘争が強力に推進されている事業は見逃されてならないが、同時に組合全体が関わざるをえない厳しい状況に追い込まれつつあるといつてよいのである。もう一つは、社会民主党（イタリアではPDS＝左翼民主党）主力の政権下の強大な労組勢力であっても、EU統合圧力下ではネオコーポラティズムの目標達成は困難であり、EU統合の進展とともに今後困難度がますます増大するであろうこと、言い換えれば社会民主主義とネオコーポラティズムではこの困難を突破して労働者・勤労国民の生活を守りえないという状況がますます増大すると考えられることである。その点を示しているのが次のべるブローディ政府の緊縮財政政策に対する三大労組連合の対応である。

EU統合の重圧、具体的には99年初頭のEU通貨統合への参加資格であるマーストリヒト基準合格のための圧力は急激に増大している。三大労組連合もPDSもブローディ政府もEU統合早期加入に関しては一致している。しかし96年度イタリアのインフレ率、財政赤字、累積財政赤字（最後のものは実対GDP比124%で、マーストリヒト基準の二倍をこえている）等はEU15ヶ国中すべて14位であって、99年の通貨統合第一次加入8ヶ国という一般の予想枠に

国際・国内動向

入るのはよほどの事情がなければ無理と考えられている。EC創設6ヶ国中イタリアのみ取り残され二流国に位置付けられる屈辱、なによりも未加入による国際競争上の不利とイタリア経済発展上の不利、これらの事情からプローディ内閣はなりふり構わぬ緊縮財政政策を強行せざるをえない。医療・年金・公共サービス・地方財政支出等の大幅減額、ヨーロッパ税新設による所得税大幅引き上げと多面的できめ細かい増税・公共料金の引き上げが推し進められる。しかもその際の政府発表によれば96年度から99年度にかけてGDP予測成長率は1.2、2.0、2.8、2.9%、インフレ率3.9、2.5、2.0、2.0%、失業率11.8、11.6、11.4、10.9%であって、通貨統合のための財政・インフレ対策のみが重視され失業問題は深刻なまま放置されていることが明らかである（ちなみに96年10月下旬、プローディ政府は久し振りにインフレ率がマーストリヒト基準3%を下回ったこと、その結果イタリア銀行が公定歩合を8.25%から7.50%に引き下げ、政府の累積赤字（国債）利子負担分が減少したこと、これらが「93年7月協定」を守った組合の協力の結果であると三大労組連合を評価したが、三大労組連合指導部は複雑な思いだったに違いない）。いくらネオコーポラティズムを目標とする三大労組連合でも大幅増税には反対せざるをえず、激しい交渉の末労働者と年金生活者の増税分を緩和することで妥結している（96年11月19日）。今回はストはなく妥協ができた。しかし緊縮財政政策とそれによる賃金コスト・社会保障水準の切り下げが一層進行することはきわめて明らかである。資本陣営に対してストで闘うのと異なり、自らの支持する（CGILはPDSを、CISLは中道の旧DC勢力を支持）政党の組織する政府、しかも「93年7月協定」で政策目標を一致させている政府に対して三大労組連合はどこまで闘えるのだろうか。ネオコーポラティズム路線は深刻な矛盾に直面しているといわねばならない。

第3、三大労組連合とくに下部にPRC影響下の活動家層を擁し戦闘的伝統をもつ最大のナショナルセンターCGILの場合、ネオコーポラティズム路線の矛盾は「熱い秋」（69年）以後の工場評議会運動の例のように、職場労働者組織の自主的闘争の発展という形で発現する可能性が大きい。現在でも少数とはい

え自主独立労組が強力な闘争を通じて社会に大きな影響を与えていることは周知である。この問題に密接に関連するのが前記のRSU（労働組合統一代表委員会）である。RSUは1991年三大労組間で設立が協定され、「93年3月協定」で制度化された企業内全従業員を代表する組織であって、そのかぎりではかつての工場評議会や西独の経営協議会に似ている。ただ工場評議会が上部組織と無関係に団体交渉や争議行為を自由に行ったのに対し、また西独の経営協議会が団交権をもたないのに対し、RSUは産業別全国労働協約によって委譲された事項についてののみ団交権を有する形になっている。いわば上部組織統制下の団交権だが、これが企業内闘争の大きな武器になりうることは否定できない。RSU組織人員は96年前半でまで百万台後半だが、今後の活動が期待される組織といえるだろう。とはいえ、ネオコーポラティズムは政府・資本陣営に対するナショナルセンターの強大な対抗力とともに、下部組織への厳しい統制力を条件とするものであった。RSUの構成員は、その3分の2が全従業員労働者の投票に比例して選出されるが、3分の1は全国労働協約に署名している組合組織（当面は三大労組と事実上同義に近い）が提出した候補者名簿から、署名組合の得票に比例して選出される。つまりRSU構成員の3分の1は実際上は三大労組の指名によるといってよい。団交項目が上部組織の指定による点と合わせ考えると、統制はかなりのものである。三大労組連合がRSUを必要としたのは、技術革新に伴う生産方法や作業組織・労働条件等の変化、あるいはEU統合のもとたす合理化のあり方等が企業別に多様であるのに対応するためだが、経営者陣営がRSUを受け入れたのも同じ理由からである。勝負はこれからといってよい。ネオコーポラティズム下のRSUの設立は、職場労働運動の場を創設したという意味では組合運動にとってプラスの要素だが、要は今後の労働組合運動とくに職場の労働運動のあり方如何にかかっていると考えられる。

EU統合と今後の課題

1992年末までに一応の完成を目途としていたEU（当時はEC、この紹介ではすべてEUと表現する）の

域内市場統合、つまり物財・サービス・労働力・資本の自由な移動を可能にするEU単一市場の形成は、一般に一定の成功を収めたと評価されている。評価の基準は市場の拡大と自由競争の促進であり、一言でいえば資本蓄積の進行に有効だということにつきる。99年実現をめざす通貨統合はその延長線上にEU統合を飛躍的に発展させようとするもので、ここでは各国の財政・金融政策の自主決定権はほぼ消滅する。すでにそれ以前に通貨統合への加入条件としてのマーストリヒト基準の下でさえ、各国の財政・金融政策の自主決定権は大幅に制限されている。その点はイタリアの所得政策の背景として先に見たとおりである。現象的にはマーストリヒト基準の厳しさは、EU最強の通貨マルクを持つドイツが、通貨統合によってマルクを手放さなければならない代償として、マルクに劣らぬ安定性をもつEU通貨（ユーロ）を要求しているからだとされている。しかし何故そのような厳しい代償を払ってまでEU統合が求められるのか。その根底にあるのは構造的な大量失業とインフレに悩む西欧経済の構造的危機への認識に他ならない。

西欧はかつて福祉国家・社会民主主義・ネオコーポラティズムの代名詞でありえた。ここで前記の所得政策の前提条件としての恒等式を思い出してほしい。そこでは賃金・社会保障コストを表すものとしての名目賃金が増加した場合（当然労働分配率も上昇、資本分配率・利潤率は低下する）、経済を運営する資本側が利潤を回復ないし増加させる手段は物価引き上げ（インフレ）か、賃金・社会保障コストの上昇を上回る生産性の上昇しかない。生産性上昇には投資の増大が必要だが、低利潤率の下では無理である。これに労組の労働市場規制力が作用して、日・米・東アジア等の状況と異なり、潜在失業・不安定就業の存在が縮小されることになると、答は失業の増大ということにならざるをえない。それでも過去の蓄積によって生産性ないし国際的経済競争力が相対的に有利であれば、なんとかしのいでゆける。しかしグローバル化の下での新技術、巨大資本、低賃金・社会保障コストを武器にした多国籍企業をはじめとする非西欧企業との競争の激化は、事態を厳しくせざるをえない。たとえば1987年以来ハイテク部

門におけるEU全体の輸出はEU外からの輸入を下回っており、輸出の輸入に対する比率は91年で対米0.5、対日0.1、さらに東アジア中心の中進国にさえ遅れをとっているのである（このかぎり、新自由主義的EU化がかりに成功したとしても、先進的経済圏として世界に強大な地歩を占めうるかどうか、疑問なしとしない）。ましてソ連崩壊後は福祉国家破壊をためらう理由は資本陣営から大幅に消失した。こうしてサッチャーは福祉国家イギリスを破壊、ミッテランは社共統一政権下の需要管理政策を捨てて新自由主義政策に転換したし、EUはインフレと大量失業克服を名目とした新自由主義の経済政策、市場拡大、自由競争、国際競争力強化、要するに大企業・多国籍企業中心の急激な資本蓄積政策を推し進めているのである。

勿論EU各国の社会民主党、労働組合勢力等が手をこまねいているわけではない。EUレベルでのネオコーポラティズムの形成と社会民主党勢力の支配を展望して、それなりの行動を積み重ねていることはいうまでもない。EU統合の活動の中でそれらが占める部分は、少なくとも資料的にはかなりのものである。「単一欧州議定書」（1987年）、「EC社会憲章」およびその実施のための「行動計画」（1989年）、「欧州連合条約（マーストリヒト条約）」付属の「社会政策に関する付属議定書」および「社会政策協定」（1993年発効）、「EUの社会政策に関する行動計画」（1995年）、「欧州労使協議会指令」（1994年）等々、これらに伴う具体的な経過や行動を考えるなら、社会民主党や組合側がそれなりに大きな努力を払っていることが分かる。とはいえ、イギリスの頑強な拒否、資本陣営の反対、なによりもグローバル化の下で国際競争力強化をめざすEUの方針に正面から対決しえないこと、これらの事情の下では、西欧社会民主党と労働組合のEUレベルのネオコーポラティズム追求の運動がEU統合の現実の動きに数歩遅れるのはやむを得ないというべきだろう。社会民主党の性格自体の中に「資本主義経済体制の擁護」の主張があることは先に指摘したが、グローバル化の下でそれは国際競争力強化という新自由主義的EU化路線に包含されてしまっているように見える。社会民主党や組合勢力にできるのは、その路線を承認した上で、労

国際・国内動向

働者・勤労国民の状態が極端に不利にならないよう異義を申し立てる程度のことである。したがって、新自由主義の立場をとる保守党や中道右派政党の政策と、社会民主党ないしそれを含む中道左派政党の政策の差異は著しく不分明になってきている。イギリスが適例だが、例え久し振りに労働党が保守党と交代しても労働組合をめぐる状況が大幅に変わるとは考えられないし、期待もされていない。程度の差はあれ、このような事情はEU各国にかなり共通しているように筆者には思われる。

現在のイタリアの労働運動と政治のあり方考える場合、最も痛感されるのはEU統合化への圧力の厳

しさである。先にのべたようにイタリア政府の政策決定の自由度は実際上大きく制限されており、その程度は今後ますます増大するだろう。イタリア国内だけで「経済の民主的規制」政策を実現する可能性はきわめて小さいといわざるをえない。経済のグローバル化一般に対しEU統合化は数段階進んだ状況にある。日本の場合は、政府の政策決定の自主性の程度からいっても、国内市場の広さからしても、「経済の民主的規制」政策実現の客観的条件はイタリアはじめEU諸国より、はるかに有利と考えられるのである。

(理事・法政大学名誉教授・在イタリア)

同志社大学国際シンポジウム

ー日本およびスウェーデンにおける仕事・リハビリテーションおよび福祉ー

高島 進

1996年度後期に同志社大学文学部に客員教授として招聘されたストックホルム大学名誉教授ハンス・ベリンド氏の提案で、同氏および同志社大学井岡勉教授をコーディネーター・座長としてスウェーデンおよび日本の下記の専門家によるシンポジウムが、昨年11月2日、9時40分より夕刻まで、同志社大学において開催された。

シンポジウム報告者と論題は、井岡教授の開会のあいさつの後、①ベリンド名誉教授の基調スピーチ、②トール・エリクセン氏（スウェーデン社会保険研究センター＝CSF）およびベール・オヴェ・カールソン氏（社会保険行政官、ストックホルム）「社会保険研究センター＝ギャップを架橋するネットワーク＝センター」、③ジャン・エクホルム博士（カロリンスカ研究所リハビリテーション医学部教授）およびエリスティナ・シュイト博士（同研究所）「スウェーデンの医学的リハビリテーションの社会保険との関連における課題と成果」、④ボーデル・ランスタッド氏（CSF）「労働環境と能力」、⑤スヴェン・ウノ・マルネフト氏（社会福祉修士・CSF）「スウェ

ーデンにおける社会保険と社会保険事務所の役割」、⑥ジョン・セランデル氏（CSF）「スウェーデンにおける失業」、⑦レナート・スターフ氏（CSF）「スウェーデンの障害者年金制度とリハビリテーションにおける『労働能力』の考え方」（以上スウェーデン側）、⑧石田光男教授（同志社大学）「日本の生産システム再考」、⑨加藤佑治教授（専修大学）「日本における失業問題」、⑩飯田一道教授（華頂短期大学）「日本の労働疎外と社会保障」、⑪児島美都子名誉教授（日本福祉大学）「障害者の雇用・リハビリテーション」、⑫岡本民夫教授（同志社大学）「日本における精神障害者のリハビリテーションと雇用」、⑬山田広子助教授（同志社大学）「日本の高齢者と労働」であり、スウェーデン側の報告には日本側からコメントが配置された。通訳は同志社はじめ関西の諸大学の若手研究者があたった。その後1時間足らずの短時間であったが、全体討論が行われた。

基調スピーチについて

ベリンド名誉教授の基調スピーチは、労働可能

年齢層における3つの主要なカテゴリーは「就業者」、「失業者」および学生、主婦、障害者などの「労働力のカテゴリーに入らない」人びと（「隠れた失業者」を含む）であるが、「仕事を離れる（離れざるを得ない）ことにより人びとは失業者になるのだが、仕事を離れることで必ずしも失業者になるということにはならない。労働市場から離れ、もはや労働力のカテゴリーに属していないかもしれない。雇用状況の議論の中ではこうした単純な事実がしばしば見過ごされてきた。」と指摘し、スウェーデンの労働行政ではこうした失業者に対する様々なプログラムがうまく機能していると述べている。そのひとつは労働市場への復帰のための様々な訓練プログラムであり、労働市場の変化によって需要の多い新しい職能を得る訓練だけでなく、特に病気や怪我により職業能力を喪失した人々にたいする積極的なリハビリテーション・プログラムが行われている。氏によれば、スウェーデンの失業は近年深刻に増大しており、現在8～9%に達しているが、失業者に数えられない訓練中の「隠れた失業者」は労働力の4～5%に達するのであり、失業問題の重大性ととも、この国の失業者対策の積極的な姿勢をも示している。（この点については報告⑥がより詳細に論じた。）しかし、他方では、氏は「完全雇用」をめざして、「経済的援助を与えるよりも仕事を与えるべきだ」という、この国の伝統的な「積極的労働市場政策」の原理が浸食され始めているという否定的な動向を指摘している。失業者への訓練はリハビリテーションであるが、現在の「競争性」の強化など労働市場の変化によって、リハビリテーションの限界があらわれており、人間の職業への適応とともに職業の創造およびその「人間への適応」が必要であると指摘している。こうして「仕事、リハビリテーションおよび福祉」がこのシンポのキーワードとされたのである。

各報告について

こうした関心は日本では障害者の社会福祉領域を別にすると自覚的に追求されることはなかったように思われる。日本側の報告は、ある意味で現状の反映だが、障害者のリハビリテーションおよび職業保障、高齢者の雇用の困難な実態を除くと抽象的であ

り、障害者・高齢者についても政策の貧困な現実と望まれる改善課題であった。なお、⑨は日本の失業問題についての明快な紹介であるが本誌の読者には紹介の必要はあるまい。これに対して、スウェーデンでは、積極的、体系的取り組みが行われていることが諸報告から学ぶことができた。さすが福祉国家の先進国である。紙幅の許すかぎり現在の制度を中心に紹介して、この報告に代えたい。

まず、スウェーデンにおける失業の現状について簡単に紹介すると、1970年代後半から1980年代初頭にかけての不況をへた後、80年代は「黄金の80年代」といわれ失業は限りなくゼロに近づいたが、1991年から急転し、基調スピーチの紹介で触れたように急激な増大を見た。ところが現在の失業問題は、貿易収支の悪化では説明できない。外需は好調に推移しており、経済不況の主要な原因は内需の不振にあると見られている。国民は将来に不安を感じており、消費を手控え、貯蓄を好む傾向にあり、それが高い失業率を継続させる結果となっている。1994年迄は製造業や建設産業が不況にみまわれ男性が深刻な影響を受けたが、それ以後は政府部門で人員や財政が削減されたため、女性に深刻な影響が及び始め、96年8月には男性の失業9.2%、女性8.8%と接近している。若年層ほど失業率が高く、16～24歳層では18%に達する。また、6ヵ月を超える長期失業が増加し、1995年の時点では35%に昇っている。失業保険は任意加入で、労働組合に関連する失業保険基金から支払われ、補償率は75%、給付期間は300日、55歳以上では450日を限度とする。その保険の対象となっていない人には労働市場手当（額は定額で保険給付よりずっと低い）が支払われ、給付期間は150日を限度とし、55～59歳の失業者には300日、60歳以上では450日を限度に支給される。財源としてはいずれも雇用主と自営業者による拠出で賄われ、雇用者は賃金の4.32%の拠出を義務づけられている。失業保険加入労働者は事務経費を賄うために小額の手料を支払う。失業増のため保険財政は深刻な赤字に直面している。（報告⑥）

「仕事も家庭生活も支障なくやっていた人が病気や怪我をし、長期の病欠、またはリハビリののち最終的には職場復帰が障害者年金受給かということに

国際・国内動向

なる。この流れには、雇用主、公的または私的医療サービス、社会保険（＝国民保険）事務所、職業紹介所といった様々なリハビリ関係者がかかわってくる。」（報告③）社会保険制度における病気や失業による所得喪失の公的保障に対する権利を支配する一般原則は、「労働原則」で、第一の優先順位は、受動的な現金補償支払いの配分よりも、被保険者の労働生活への復帰といった解決策を積極的に追求することにおかれるべきである、というものである。この文脈からすると、予防的な努力とリハビリの主要責任は雇用主に属する。（報告②）労働環境法（1977年制定、翌年7月施行）が労働環境を計画する上での基本的な原則を定めており、職業安全・保険局の定める条項の枠組みを提供しており、後者は精神的・身体的負担や危険な物質や機械類に関して規定しており、労使と共同して具体化されている。その実施においては5人以上が常時雇用されているすべての事業所では1人以上の安全代表委員が被雇用者から任命され傷病や事故の予防措置を監督したり、労働過程・方法の変更などには計画に参加する。安全代表委員はすべての書類を点検し、その活動に必要ないかなる情報をも得る権利をもち、雇用者は労働環境と重要な関係がある安全面の変更について、安全委員に知らせる義務をもつ。50人以上の事業所には労使の代表からなる安全委員会を設置し、それが労働環境対策計画に関与し、実施を監督する、等が規定されている。リハビリテーションについての雇用者の義務については、被雇用者のために早期に積極的なリハビリを構築・組織すべきことを労働環境法が、リハビリのニーズを分析し、労働生活において必要な手段を講ずべきことを国民保険法が規定している。現在の職場復帰の困難は労働市場の状況にもよるが、雇用者がこうした義務を果たしていないという事実も関係していると報告された。（報告④）

医学的リハビリは県（ランスタング）が運営する25カ所の公的リハビリテーション医療機関が担当し、そこでは医師、PT、OT、心理士、ソーシャルワーカーのチームが17歳から65歳までの患者を担当し、公費を中心に賄われている。高齢者には別の機関がある。職業リハビリは医学的、社会的、職業的側面を含み、それらの財源と方法の調整は1992年に

地区社会保険事務所に委任された。疾病休暇中の人がこのリハビリを受ければ、通常、日常リハビリ手当（所得の75%）と教科書等の特別手当からなるリハビリ手当を受けられる。こうして地区社会保険事務所は職業リハビリの責任機関となり、その調整と監督の任務も負っている。障害年金を受給するためにはその前にリハビリに関するすべての方策がとられなければならない。職業リハビリの費用は雇用主の保険料負担と税の混合システム（a national mixed charge-and-taxsystem）による（被雇用者自身の負担はない）。現在では地域の社会保険事務所はほとんどの公的リハビリ医療機関と職業リハビリについての契約を結んでいる。こうして専門医学的リハビリの経験は生かされ、医学的リハビリ・チームと社会保険事務所のリハビリ担当者との協力は過去1年の間に大きく進展している。（報告③および⑤）

地区社会保険事務所は、現在社会保険庁の管轄のもとにあるが、19世紀末に社会保障の欠如のなかで労働者階級が自発的に始めた共済制度を支える事務所として始まり、公的な社会保険が組織された50年代以後保険を運営する委託を国からうけたもので、独立した法人である。（報告⑤）

1990年代の間に疾病と労働関連災害のための欠勤が相当増加し、疾病給付、労働災害補償、障害年金の合計費用で見ると80年の607億クローナから90年には889億クローナに上昇した。その後やや減少しているが、主に1991年年頭の「疾病支払い」（Sick-pay、社会保険事務所から給付される疾病給付Sick benefitに代わって、疾病のはじめの14日間は雇用主から受ける）の導入により疾病給付額が減少したためである。このネガティブな傾向に対抗して、疾病と傷病を予防し早期のリハビリを促進する目的をもつ方法が導入されたのである。（報告⑤）

（日本福祉大学教授）

社会政策学会第93回大会の報告と討議

庄司 博一

はじめに

私は社会政策学会員であるが、労働組合や民主団体の実務面でお手伝いをしている立場から、年2回の学会に提起されている共通論題と討議の内容で、参考になる点があれば、これを実践面で活かしたいと考えて可能な限り出席するようにしている。

96年10月26日から2日間、静岡大学で開かれた社会政策学会第93回大会の共通論題は「今日の賃金問題」であった。報告者とテーマは、「変貌する日本の雇用と賃金」山口大学・畑隆、「能率管理と報酬管理—日本の労働力吸引」同志社大学・石田光男、「非社員化と賃金—その実態と政策」日本労働研究機構・神谷隆之、「差別賃金とコンパラブルワース」コスモ法律事務所・中下祐子、「賃金交渉の国際比較」滋賀大学・藤村博之、「賃金と生涯生活保障」四天王寺国際仏教大学・孫田良平の各氏であった。最近の報告や討議を聴いていると、報告者はどれだけ実態を把握し、研究を積まれた上で問題を提起されているのか、また、何を根拠にして仮説を立て、結論を導き出そうとしているのか、疑問に思うことが多い。

政府や財界が推進している施策を追認し、合理化するような報告や提言を聴くと、それもよいだろうが、それだけということになれば、一体、学者・研究者とは何かを疑いたくもなる。そこで、第93回社会政策学会で感じた点を、2、3報告したい。

労働組合消滅論

共通論題である「今日の賃金問題」については、世界市場での競争の激化により、生産性向上の重要性が増し、労使交渉はナショナルセンターから産業別、企業、職場にまで降り、いわば分権化が進行し

ている。また、職務給は限界に達し、欧米でも職能給化が進行している。査定分の導入・拡大により、個別化が進んでいる。これが先進国の趨勢である、と言うのが論議の土台の認識になっていたと思う。

わが国の現状は、賃上げや期末一時金の配分、特に昇給（習熟昇給、昇格昇給）について、人事考課による査定の占める割合は拡大している。職能資格制度が導入されている企業では、上司と部下の目標面接制度によるチャレンジ方式・加点主義がはやっている。密室における目標面接では、資格が本人に期待し、要求する能力の内容とレベル、上司が部下に期待し、要求する仕事の内容とレベルを基準にして、上位等級の能力、仕事に挑戦させられ、その結果が人事考課の判定の基礎になる。目標面接と結果のフィードバックに関して、労働組合は蚊帳の外に置かれているケースがある。管理職から一般職に適用対象を拡大されようとしている年俸制導入についても同様のことが言える。労働組合の規制やチェックの機能が低下していることは事実である。しかし、全ての組合がそうであるわけではない。懸命にがんばり成果を挙げている労働組合もある。

同志社大学の石田光男氏は、直面している賃金問題を解決するには賃金体系の変更を通じて中長期的に水準の調整を図ることであるが、むしろ効果が大きいのは人員の調整であり、雇用の多様化である。つまり、労務費1単位当たりの労働生産性が問われている、という観点から問題提起をされた。

報告と討議の中で石田氏は、労使関係は大きく変わりつつあり、21世紀は労働力取引の個別化が進行する。「個別取引」の環境整備が中心課題になる。しかし、わが国の労働組合は規制やチェック機能を果たしていない。参考になる良い事例はないか

国際・国内動向

と探したが、発見できなかった。労働組合の存在価値がなくなったのだから、やがて消滅する運命にある。限界が見えてきたのであるから、それまでは「ガンとたたかうな」方式で、無駄な抵抗を止め、力相應の事をするまでだ、と受け取れる趣旨の発言をされた。聴いていて啞然とするとともに、労働組合や労働者がこれを聴いたなら、じっとしてはいられないような状態でなかったかと思う。

コンパラブルワースについて

従来 of 討議でも、「家族賃金」を批判し、同一価値労働・同一賃金を論ずるとき、そもそも専業主婦が存在すること自体に問題であると言う突飛な発言があった。専業主婦がいるので、共働きや結婚しない女性との間に色々矛盾が生ずると言う。こういう論議をしていると、今、厚生省が考えているように、専業主婦である第3号被保険者から国民年金や国民健康保険の保険料を徴収すべきだと言う考え方を合理化する理屈になる。果たして専業主婦を無くすることが出来るのか、そのためにはどういうプロセスを経なければいけないのか中間項が抜けている。このように短絡的な、ある意味では主婦たちを非難する無責任な発言がままみられる。

男女の賃金格差をなくすため、コンパラブルワースを論じるとき、それぞれの国や時代によって、法制や労使関係、慣行などの違いをほとんど抜きにして、カナダやアメリカなどで実施されている職務評価による職務の価値の決定が、あたかも万能薬であるかのように紹介される（中下氏の報告もそうであった）。その方向を目指すのであれば、現在のわが国の、国の政策や労使関係の下で、誰が、どのような評価の機関や組織を作り、どのような方法によって評価するのか、そういう情勢を作り出すために、どのような手順を踏み、運動を進める必要があるのか、皆の賛同が得られるような具体的な提案が生み出されそうにない。つまり、文献や資料が単に紹介するだけの域を脱していない報告が多いと言うことだ。

「世帯賃金」批判

男女の賃金差別の根源は「世帯賃金」にあると「世帯賃金」を受給している男性を敵視するかのような、

相対的高賃金の抑制論とも言える発言もある。差別は女性に限られた問題ではない。コンパラブルワースは、同一事業所内の職種に限らず、比較可能と考えられる領域まで同一労働・同一賃金の原則を延長・拡大することを意図していると思う。それはそれで積極面もあろう。しかし、狭い範囲や特定の階層の問題だけに論議が流れたり、意見の対立がある、と、政府や資本家はこの間隙に乗り、改悪の提案をして来ることも知っておいてもらいたい。専業主婦からの保険料徴収や最近明らかになった男女雇用機会均等法を改定し、女性の保護規定を撤廃しようとしている動きは、その端的な例である。男性の無制限に近い残業時間等を規制し、大幅に改善した上で、女性にも同時に適用させると言う狙いは裏目に出て、改悪が先行する形になっている。男性間にも根強く残っている差別の解消も視野に入れた論議が、自然に、自由に行われるようでない、と、「世帯賃金」批判は全体の理解・支持は得られないと思う。

生活保障をめぐる

フルタイムの共働きが増えていても、まだまだパートで働く主婦が多い。主婦の収入は一家の賃金収入の2割程度というケースが多く、その用途は主に教育費や住宅ローンの返済等に充当されているという実態がある。これは夫の収入で、標準的とされる4人家族の生計を維持すると言う「世帯賃金」思想が根強く残っているので、女性の賃金は依然として家計補助的なものとして位置付けられているからだと言われる。

わが国の賃金は、男子正規従業員のライフサイクルに応じた生計費の変化を考慮したものになっている。世帯別（年齢別）標準生計費の考え方や年齢給（本人給）の内容、家族手当、住宅手当などにその考え方が端的に示されていると言われる。こうしたことが、いわれない男女の賃金格差や雇用形態による大きな賃金格差や差別を生み出していることも事実である。

若年労働者を中心に能力主義意識が高まっており、女性からは格差解消の要求が強く出されている。にも関わらず、多くの経営者や労働組合は、依然として「生計費を考慮して賃金を決める」という考え方

に拘っている。「労働力の価値分割」により、賃金の生計費機能が大きく変化し、男子正規従業員の賃金も切り下げられているという長期的な傾向に気づいているとは思えないという批判がある。孫田氏は、家族手当や住宅手当は賃金節約・切り下げの手段であり、期末一時金や退職金についても同様のことが言える。生活手当や期末一時金等は基本賃金に繰り入れるべきで、新設や増額を要求するのは誤りである、と厳しく指摘している。

その趣旨は分かるし、正当な面はあろうが、基本賃金への繰入れについての資本の抵抗は極めて強い。手当で要求した方が取り易いという戦術的な考えもあったし、そのもつ正当なもう一面の理由もあったことは否定できないだろう。

労働組合はその時々によって、組合員の切実な要求を取り上げ、家族手当や住宅手当を要求することもある。若年労働者の賃金の底上げを図り、中だるみのは正に力を入れることもある。大衆団体である労働組合は、どうして団結力を強めながら、生活改善を勝ちとっていかを重視する。こうした取り組みを「誤りである」と一刀両断に切り捨てるのは疑問だ。労働組合の要求・運動は、組合員の同意と共感がなければ、成立しないからだ。

家族手当をなくすると言うのであれば、現行の児

童手当の制度をどう改善するかなど、いわゆる「間接賃金」と目される諸項目を社会的な制度の中にどうして組み入れていくか、その展望を示さないと、大衆の理解・支持は得られない。目指す方向は分かっている、それを実現する手だてを考えていく姿勢と観点だけは持たなければならない。労働組合や労働者は、その示唆を学者・研究者に期待していると思うからである。労働者の生活に共感を持てる研究でないと、その期待もなくなるように感じてならない。

おわりに

海外の文献紹介は大いにやって欲しいが、外国と日本の社会の違い、労働環境の違い、労使関係の違い、賃金制度の違いなどを正確に伝えてもらいたい。

「中立的立場」を信条とするならば、それはそれで必要なことだろう。ただ無批判に体制に追随し、体制側の行動や理論を裏打ちし、正当化するようなことはできるだけ慎んで欲しい。最近の政府の公的・私的諮問機関等に、学者やジャーナリストなどを取り込む傾向が強まっている中で、学会に参加した実務者の率直な感想である。

(労働経済研究所・社会政策学会会員)

全労連編集・発行

定価500円(送料190円)

月刊

規制緩和
行政改革

交流と資料

創刊!

創刊号

97/2

〈発刊にあたって〉全労連議長 小林洋二

〈全労連の規制緩和・行政改革の運動方針〉

全労連「行革」闘争方針 他

〈小特集〉女子保護規定撤廃問題

婦少審建議に対する全労連と同女性部の声明

婦少審に対する全労連と同女性部の意見書

婦少審に対する労働法制中央連絡会の意見書

〈交流のひろば〉

国公労連／自治労連／運輸一般／自交総連

〈資料と見解〉

行革プログラムと国公労連西田書記長の談話

行政改革委員会第4次論点公開に対する意見書

行政改革委員会第5次論点公開に対する意見書

2号

(3月中旬以降発表)

〈小特集Ⅰ〉労働法制改悪問題

労働法制改悪・規制緩和・地方分権をめぐる動き

全労働・森崎／全労連の労働法制改悪反対闘争方針／有料職業紹介自由化に対する見解

労働法制中央連絡会／全労働研究会報告から

〈小特集Ⅱ〉行政改革問題

住都公団問題の動きと課題 住都労坂庭／政府・財界の国家改造計画と「教育改革」 全教・吉田

〈資料と解説〉

「女子保護規定撤廃労基法・均等法法案要綱」全

労連談話／持株会社解禁に反対する全労連事務局

長談話／経団連の「新企業行動憲章」

定期購読受付中

学習の友社

TEL 03-3433-1856
FAX 03-3434-7301

産業空洞化と地域雇用問題 —岐阜県を事例として—

木村 隆之

雇用問題の現段階

わが国の雇用問題は1980年代の半ば以降に大きな変動を経験してきた。経済構造調整のもとで、多くの企業は海外進出と国際競争力強化のための合理化という戦略を展開し、これがわが国の雇用の大幅な減少をもたらした。それと同時に雇用構造は大きな変化のなかにある。それは産業・雇用の第三次産業化であり、さらに労働力の高齢化と女性化である。

日本経済は1980年代の半ば以降に大きくいって円高不況、バブル経済化、平成不況、その長期化という変動をたどってきた。雇用面からみれば、大規模な雇用調整の波にもかかわらず雇用全体としては拡大し、逆に「人手不足」が叫ばれるようになった。しかし、バブル経済の破綻と円高のいっそうの進行のもとで雇用の伸びは停滞し、雇用問題の深刻性はさらに増大してきている。

岐阜県はこうした全国的な雇用動向の典型的な事例を提供している。本稿では岐阜県における近年の深刻な雇用問題をわが国全体の動向と関わらせながら統計データにもとづいて分析する。その際には、以下のような視点を重視する。第1に、高度経済成長終了後、とりわけ1980年代以降の雇用問題の構造変化という流れのなかで現段階の問題をとらえる。第2に、最近における雇用の変動（円高不況下の高失業率、バブル経済下の雇用の増大、ついで平成不況の長期化のもとでの雇用の停滞）を規定した製造業雇用の変動を基礎としてとらえる。第3に、こうしたほぼ全国共通の動向のもとでの岐阜県に特徴的な雇用問題の構造をとらえる。

産業と雇用の衰退

《雇用構造の変化》

図1-a・bは高度経済成長の終了した1975年以降から現時点である1995年までの20年間の岐阜県の雇用者数およびその産業別構成の推移を示したものである。この20年間という長期的な推移でみれば、雇用者は着実に増加してきている。男子の増加率は28%であり、女子のそれは65%に達する。そのうち製造業雇用者だけの増加率は、男子の場合は全体と同程度であるが、女子の場合は全体を大きく下回る14%にすぎない。この間の女子雇用者の増加は主として卸売・小売業やサービス業で生じている。

図1-a 産業別雇用者推移・男

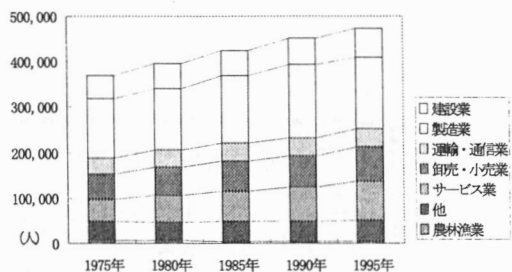
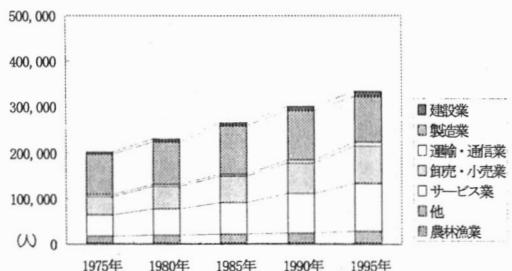


図1-b 産業別雇用者推移・女



こうした雇用者の変動は次のことを意味している。第1に、製造業は依然として雇用者全体の30～40%

という最も多い部分を吸収しており、その動向が雇用構造全体に规定的な影響をおよぼしている。第2に、製造業の動向に規定されながら、雇用全体の女性化、サービス化が進展している。

《製造業雇用の停滞》

同じ図1-a・bに示されるように1980年代半ば、とりわけ1990年以降になると新しい変化が生じてきている。それは雇用者全体の停滞と、製造業雇用者の減少への転化である。すなわち1985～90年の製造業雇用の増加率は、男子の場合には9%を維持したが、女子の場合には4%まで低下した。そして1990～95年になるとその増加率は男子でマイナス3%、女子では実にマイナス8%にもなった。雇用者全体についていえば、男子の場合に製造業雇用の減少を補うだけの他産業雇用の伸びがないために、増加率は5%と停滞した。女子の場合には卸売・小売業やサービス業の伸びによって製造業雇用の減少が補われている。それでも雇用者全体の増加率はこの20年間で最低の11%にとどまっている。

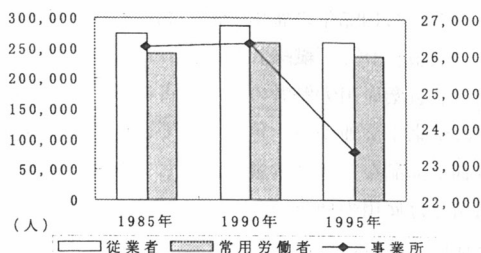
こうした製造業雇用の絶対的減少は、円高と海外進出の進展に照応している。この傾向はさらに進むと予測せざるをえない。また製造業雇用の絶対的減少は産業間の労働力の流動化を促進している。ただし、男子の場合はそれが他産業には十分吸収されず、自営業や失業者の拡大へとつながっている。女子の場合には卸売・小売業やサービス業などへの労働力移動が顕著である。しかし、岐阜県のような製造業雇用の比重の高い地域で製造業雇用の減少を卸売・小売業やサービス業が補うことにも限界がある。したがって雇用全体の伸びの停滞が近い将来に減少に転ずる可能性が大きい。

《製造業の衰退》

図2によって、製造業雇用の停滞ないしは衰退を規定する岐阜県下の製造業の動向をみておこう。1985年の円高不況以後の5年間は事業所、従業者ともかろうじて増加傾向が維持された。これはおしなべていえば円高圧力にもかかわらず、新製品開発、合理化、海外進出企業への部品供給、さらには一定の内需拡大などの要因が作用した結果である。

しかし、1990年以降は事情が大きく異なってきた。事業所、従業者とも10%程度の大幅な減少を

図2 従業者・事業所推移

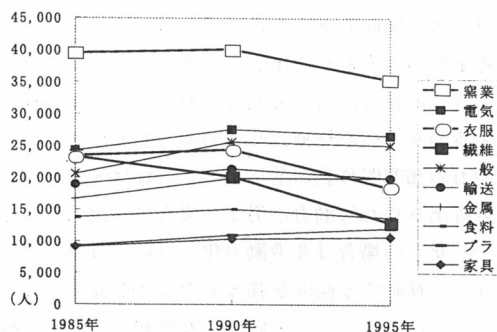


記録した。これはいっそうの円高と海外進出が生産拡大の要因を上回るほどに進行してきたことを意味している。県内の製造業の停滞から衰退へという新しい事態がいよいよ現実となってきた。従業者の減少が常用労働者の減少を上回っていることは、家族従業員を占める割合の高い小・零細企業がより深刻な影響を受けていることも示している。

《地場産業の衰退》

図3は県内の主要な製造業として常用労働者数がおおよそ1万人を超えるものを取り上げ、この10年間の推移を示したものである。おしなべて1990年以降は雇用者の伸びが低下しているが、すべてが停滞や衰退の状況にいたっているわけではない。しかし岐阜県を代表する産業、すなわち東濃の陶磁器を典型とする「窯業・土石製品製造業」、岐阜アパレルを典型とする「衣服・その他の繊維製品製造業」、そして毛織物、紡績をはじめとする伝統的な「繊維工業」などがとくに深刻な衰退状況に陥っている。この10年間、とりわけ最近5年間ににおける雇用労働者の減少は急激である。「窯業」は約10%減、「衣服」は20%強の減、「繊維」にいたっては半減となっている。

図3 主要産業常用労働者推移



国際・国内動向

これらは製造業のなかで決定的な地位を占めている。すなわち1985年の雇用労働者数の順位は「窯業」1位、「衣服」3位、「繊維」4位であった。この3つだけでも製造業雇用労働者の36%を占める。他方、岐阜県は中京工業地帯の一角を占めており、電気部品や自動車部品などの製造業も集積している。これらの部門では雇用の伸びがみられるが、地場産業の衰退を補うものではない。

長い伝統のなかで成長してきたこうした地場産業がひとたび衰退すれば、復活することは容易ではない。またそれにとって代わりうる産業が簡単に生まれてくるわけではない。したがってこうした産業の衰退とそれによる雇用減少は一時的なものにとどまらない。岐阜県では製造業雇用全体の長期にわたる減少が予測される。

雇用の流動化

製造業雇用の減少は他産業における雇用や就業に作用する。そして労働力の女性化や高齢化に媒介されながら雇用の流動化が進展している。

《労働力の流動化と女性化》

図4-a・bに示されるように、1975年以降の20年間の推移では男女をつうじて労働力数と雇用者数は増加傾向をたどってきた。そのうち労働力の増加率は漸次低下したが、雇用者の増加率はわずかず上昇してきた。これは農業をはじめとする自営部門の就業が減少し、他方でそれが雇用者として吸収されたことを示している。また女子雇用者の増加率が男子を大きく上回ってきたなかで雇用者のなかでの女子の比重がいっそう高まった。

1990年以降はこれまでとは異なる傾向が生まれている。男子の雇用者が4%以上も減少し、女子の労働力の増加傾向も鈍化した。これはいうまでもなく製造業雇用の衰退が作用したものである。このなかで大きくみれば、男子労働力の自営部門への移動、雇用者の女子への転換、女子の非労働力化といった労働力の部門間移動が進行した。これは製造業などから排出された労働力が男子の場合は自営部門に停滞し、女子の場合は非労働力化、ないしは第三次産業部門へ移動する傾向が強まったことを意味している。岐阜県においても労働力の女性化がこうした移

図4-a 雇用者推移・男

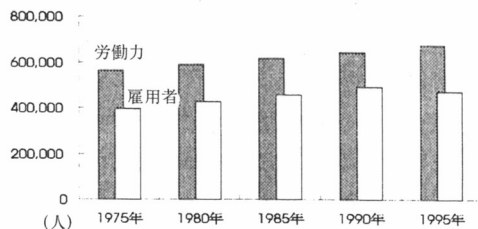
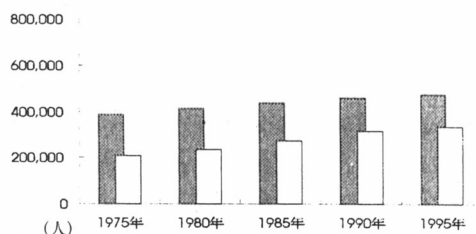


図4-b 雇用者推移・女



動をとめないながら進行している。

《労働力の高齢化》

労働力および雇用者の減少はすべての年齢層で一律に生じているわけではない。図5-a・bの男女別ならびに年齢別の労働力の推移は次のことを示し

図5-a 年齢別労働力構成・男

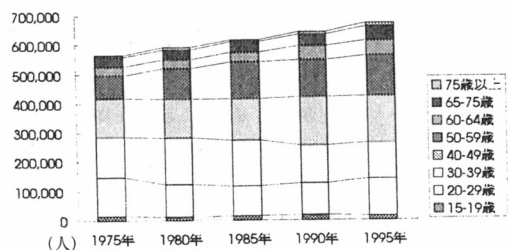
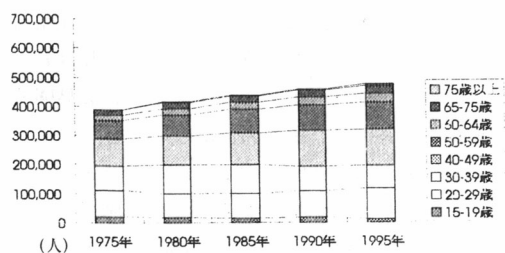


図5-b 年齢別労働力構成・女



ている。男子で労働力が増加しているのは20歳代と50歳代以上の年齢層である。女子で増加しているのは20歳代ならびに40歳代以上の年齢層である。この結果、男子の50歳以上、また女子の40歳以上の中高年齢層の比率がますます増加している。これは中・高年齢層における停滞的で不安定な就業の拡大、および若年層における流動的で不安定な雇用の拡大がいつそう進行してきたことを意味している。岐阜県においても労働力の高齢化がこうした変動をとまないうちながら着実に進行している。

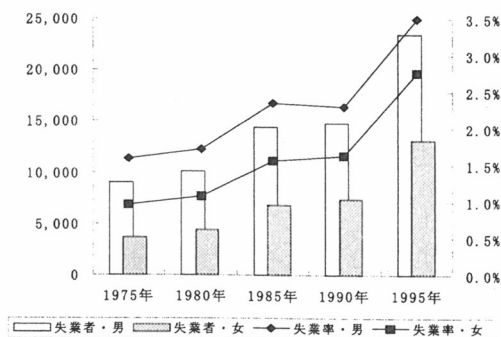
失業者の増加

産業と雇用の衰退は労働力の流動化とともに失業者の増大に帰結する。

《失業率の急速な上昇》

図6によって失業率の推移を高度経済成長が終了した1975年から現在までの期間についてみておこう。まず男子の場合には、1975年の1.6%から次第に上昇し、1985年には2.4%にまで達した。しかし1985年から90年にかけては結果的にはわずかながらも低下した。ところが90年代に入ると失業率は再び急速に上昇し、1995年には3.5%という高水準に達している。女子の場合には、失業率の水準は男子よりも1ポイントほど低くなっているが、ほぼ同じような変動を

図6 失業人口・失業率推移



示している。

周知のように「完全失業者」は限定された範囲の失業しか示していないが、少なくとも産業からの労働力の排出圧力の変動を反映している。3%を超える失業率は一時的、摩擦的な失業ではなく、長期的、構造的な失業が堆積しつつあることを意味している。

図7-a 年齢別失業率・男

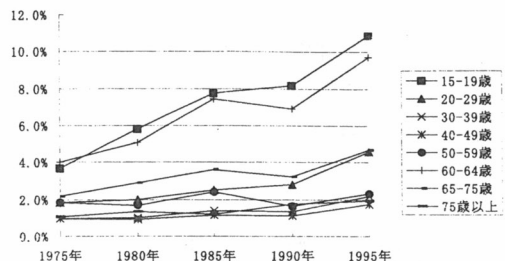
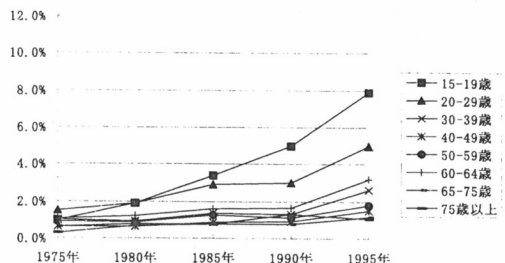


図7-b 年齢別失業率・女



《若年層と高齢者への失業の累積》

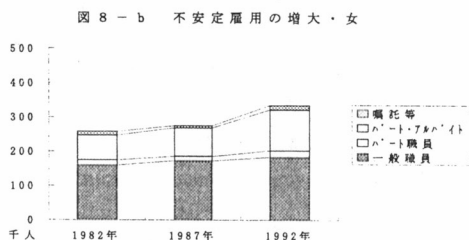
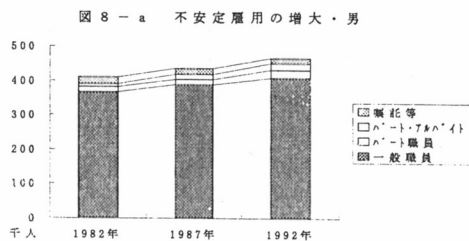
さらに図7-a・bによって失業率の推移を男女別、年齢別にみておこう。男子の場合にとくに高い水準になってきているのは20歳未満と60歳代前半の層である。1995年には前者で11%、後者で10%という高い水準に達している。前者は雇用の流動性と不安定性が増大してきていることを端的に示すものであり、後者は失業が高齢者にしわ寄せされていることを示している。女子の場合には20歳未満に加えて20歳代で失業率が急速に上昇している。これは雇用の流動性を示すと同時に、女子もまた失業のしわ寄せを受けていることを示している。なお、女子高齢者の失業率がそれほど高くないのは引退によってみかけの失業率が低くなっているからにすぎない。このように高齢者や女子といった特定の層への集積を伴いながら失業の構造化が進行している。

《不安定雇用の拡大》

「完全失業」とともに、労働条件がきわめて劣悪な雇用という意味の実質的な失業にも注目しなければならない。そうした失業はこの期間にパートなどのいわゆる不安定雇用が一貫して増加し、雇用者のなかで高い比重を占めるようになってきていることに現われている。

国際・国内動向

図8-a・bは不安定雇用者の割合とその推移を80年代と90年代初めについてみたものである。これは「就業構造基本調査」の「正規職員」以外の者（パートなど）に正規職員のうちの週35時間未満就業者（パート職員と表示）を加えることにより算出した



ものである。

80年代を通じて不安定雇用が拡大し、とくに女子では50%に近い高い水準になっている。この間の雇用の拡大局面においてもその内実是不安定雇用の拡大であった。そして1990年代の雇用の減少局面では不安定雇用はいっそう拡大している。ここには第三次産業を中心とする女子雇用の拡大はその多くが不安定雇用であること、また雇用の減少にもかかわらず不安定雇用が構造化されてきていることが示されている。こうしたなかで岐阜県内でも雇用不安が広く、深く進行している。

雇用問題の深刻化

1990年代に入り、岐阜県の雇用問題はきわめて深刻なものになってきている。円高と海外進出のなかで基幹的ともいえる製造業が衰退し、それによって雇用の衰退ともいえる局面を迎えている。そしてこれが起動力となって、雇用の流動化、雇用不安の拡大、さらには失業の累積といった事態が生み出されている。これは経済の停滞局面における一時的現象ではなく、経済構造の大きな変動に伴う構造的なものである。

こうした雇用問題の深刻化に対して、公共事業の拡大などによる景気の刺激や規制緩和による投資機会の拡大といった方策は十分な有効性を持ち得ない。雇用問題の実態をふまえるならば、まず地場産業や伝統的産業の再生をめざさなければならない。また労働力の女性化、高齢化といった労働力の変化に対応した雇用を創造しなければならない。さらに労働基準の引き上による雇用の安定化も必要である。要するに、円高や海外進出を前提とした経済構造調整ではなく、働く場の創造を前提とした経済構造改革こそが追求されなければならない。岐阜県の雇用問題はこうしたことを改めて示している。

[資料出所] 図1、4、5、6、7―「国勢調査報告」各年版
図2、3―「工業統計調査」

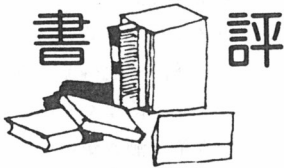
図8―「就業構造基本調査報告」

[付記] 紙数の関係もあり、以上の分析にはいくつかの限界がある。①現在が各種「調査」の端境期にあたるために、最新のデータにもとづく分析ができなかった。②県下の企業の円高への対応や海外進出の実態について十分に言及できなかった。③県内でも雇用問題は地域別に異なるが、これらの分析も不十分である。こうした課題は別の機会に果たすことにしたい。

(会員・岐阜経済大学教授)

前号 (No.25) の訂正

- P. 37 左段24行目 機関→機会
P. 38 左段2行目 以来、→以来の
同35行目 福岡地裁→福岡高裁



『シリーズ労働運動』全15冊

辻岡 靖仁

本シリーズ出版の意義

昨年10月の総選挙をはさみ、96年6月から97年2月にかけて『シリーズ労働運動』全15冊（新日本出版社）の配本が完了した。

ここ10年近く労働運動に関する出版物が売れ行き不振をつづけるなかで、本シリーズは比較的好調に普及がすすんでいる。

総選挙での唯一の革新政党である日本共産党の躍進が示すように、わが国の政治は21世紀へむけ国政革新の第一歩をふみ出したが、こうした政治の変化はそれだけにとどまらず、何よりも労働運動の変化を促進するにちがいない。

20世紀末の今日、わが国は長く続けられてきた対米従属、大企業本位の自民党政治の結果、政治と経済と社会のすべての面で行き詰まりに直面しており、政府、財界はそれを解決する能力を失っている。政府、財界が展開している21世紀戦略のすべては労働者・国民への搾取と収奪の強化であり、それは労働者・国民との矛盾をいっそう拡大する他はない。

とくに労働者は戦後最長の不況と円高のもで、それを口実とした大企業の多国籍企業化とアジア太平洋地域への大量進出、国内産業の空洞化、大企業本位の「規制緩和」と構造改革などをテコとした全産業的規模でのリストラ「合理化」により、かつてない厳しい攻撃に直面させられている。その結果、中間管理職を含む多くの労働者の企業ばなれが急速に進み、政治意識の前進と平行しつつ労働運動をも変化させる条件を成熟させつつある。

こうして、いま、わが国の労働運動が新たな転機を迎えようとしているとき、まことにタイムリーに、労働運動前進の方向をあらゆる側面から解明したシリーズ全15冊が出版されたのであり、その意義は極めて大きい。

本シリーズの全体内容の紹介

本シリーズの内容は労働運動のすべての分野を包摂している。全15冊を私なりに整理して示すと次の通りである。

(A) まず労働者の最も切実で基本的な要求に関するものとして「人間らしい生活と賃金」（シリーズ①牧野富夫）「人間らしい労働と時間短縮」（同上②西村直樹）が最初に配本された。

(B) また、本シリーズは権利問題を重視し「私たちに、こんな権利がある」（同上⑦菊地紘、吉田健一）「憲法を職場に生かす」（同上⑧犬飼憲）「社会保障と労働者の暮らし、権利は」（同上⑨草島和幸）の三冊がそろっている。

(C) 青年、女性の労働者の未来を示すものとして「はたらく青年の現状と生きがい」（同上④中田進）「雇用における男女平等」（同上③川口和子）が出されている。

(D) 労働組合そのものを論じたものとしては「労働組合とは何か」（同上⑤猿橋真）「日本の労働運動と全労連」（同上⑥熊谷金道）の2冊が揃っている。

(E) 最新の情勢とそのもとの諸要求実現をめざす新たな政策課題として「世界と日本をどう見るか」（同上⑩一ノ瀬秀文）「技術革新、ME化と労働者」（同上⑪米沢幸悦）「産業空洞化にどう立ち向かうか」（同上⑫大木一訓）「大企業の民主的規制とは」（同上⑬池田幹幸）の4冊が話題を提供している。

(F) 日本の労働運動が創造的に切り開いた運動方向を示すものとして「中小企業の労働運動」（同上⑭金田豊）「民主的労働者論」（同上⑮増田孝雄、佐藤光雄）の2冊が光を放っている。

本シリーズの主要な特徴点

第1に、15冊の各筆者は、いずれもそれぞれの分

書 評

野の専門的研究者、活動家で構成され、各人が蓄積してきた研究成果が各冊ごとに反映され、どの1冊をとってみても、わかりやすく、個性的でもあり、読みごたえのあるものとなっている。その上で本シリーズ最大の特徴は全15冊の全体系が、戦後半世紀の労働運動の経験、とくに89年12月の全労連結成いらいの経験と成果を総括しつつ、当面する労働運動の「新たな転機」における課題と政策のほとんどすべてを総合的に解明している点にある。そして、このこと自体のなかに、わが国の労働運動のなかでの階級的潮流の成長ぶりをみてとることができる。

第2に、本シリーズは第1回配本が「人間らしい生活と賃金」「人間らしい労働と時間短縮」から始まったが、それなりの理由がある。賃金と労働時間は労働者のもっとも基本的要求であるだけではない。今日、日経連の「新日本的経営」が示すように、雇用・賃金・時間のすべてにわたって、かつてない厳しい攻撃がかけられているとき、これに反対し、この3つの要求を統一して闘う方向が切実にもとめられており、それにこたえるためである。

ところで、この2冊にかぎらず本シリーズ全体の特徴は当面する実践上の課題と基礎理論（例えば賃金とは何か、労働時間とは何か）とむすびつけて解明し、広汎な労働者を対象とした学習書としての配慮がなされているところにも大きな特徴がある。つまり実践的学習書であり、青年労働者と経験を積んだ活動家の両方に役立つ内容となっている。

第3に、本シリーズは「私たちには、こんな権利がある」「憲法を職場に生かす」「社会保障と労働者の暮らし、権利は」の3冊にみられるように権利問題を非常に重視していることである。日本資本主義はルールなき資本主義といわれ、とくに民間大経営の職場では基本的人権が無視され、反共主義にもとづく思想差別が平然とまかり通ってきた。しかし95年9月、関西電力の先進的労働者たちの長期にわたる粘り強い闘いによって、遂に「思想差別は憲法違反」の最高裁判決をかちとった。これを契機に民間大企業のこれまでの反共労務政策が転換を余儀なくされつつある。いま権利を守る闘いこそ労働運動転換の環である。

第4に、「はたらく青年の現状」「雇用における男

女平等」の2冊は21世紀を労働運動の主役である青年と女性に対する熱いメッセージである。わが国の青年と女性の労働者は諸外国と比べて特別に差別され過酷な労働条件と生活を余儀なくされている。その現実から出発しつつ青年が働きがいや生きがいを奪われている原因、また女性労働者が戦後半世紀の間に、その数を飛躍的に増大させるなかで要求と闘いを発展させ数多くの成果を勝ちとってきたにもかかわらず依然として男女差別が新たな手法で再生産されている原因を、それぞれに解明し、闘いの展望と希望をあたえる内容となっている。

第5に「労働組合とは何か」「日本の労働運動と全労連」の2冊は、今日、政府、財界の攻撃に積極的に協力、加担し、労働組合の原点すら放棄している「連合」の右派幹部の存在が、多くの労働者に組合不信を増大させる原因となっている条件のもとで、あらためて労働組合とは何か、今日の労働組合はどうしなければならないかを明らかにしているものである。前者は労働組合の発生の歴史、労働組合の性格と任務、組織と運動のあり方を原則的に、しかもきわめて平易に解明している。

後者はその上にたち、89年12月に結成された階級的ナショナルセンター全労連とその運動について①結成の歴史的背景②基本路線と組織的特徴③その後7年間の到達点④今後の課題と展望についてのべ、未来は全労連の側にあることを確信をもって明らかにしている。

第6に、「世界と日本をどうみるか」「技術革新、ME化と労働者」「産業空洞化にどう立ちむかうか」「大企業の民主的規制とは」の4冊は相互に関連しつつ、最新の情勢とそのもとでの労働運動の新しい発展方向をしめした力作、話題作である。今日わが国に限らず世界資本主義は、ほう大な数の失業者を解決する能力を喪失していること。その上で本来は巨大な社会進歩をもたらすはずのME化に代表される急速な技術進歩が多国籍企業間の国際的大競争での利潤追求の手段として使用される結果は一層の失業増、労働条件の悪化をもたらさずにおかないこと。しかも、多国籍企業の世界進出は日本でもアメリカ同様の産業空洞化、地域経済の破壊をもたらしており、これを阻止するためには労働運動は中小商工業

者、地域住民、農民とともに自治体ぐるみで統一行動を發展させ、大企業の社会的責任を明らかにし、その横暴を民主的に規制する必要があることを力説している。

第7に、「中小企業の労働運動」「民主的労働者論」の2冊は、いずれも戦後のわが国労働運動の歴史的経験のなかから階級的潮流が創造的に切り開いてきた特殊性をもつ運動方向について解明したものである。前者は日本の中小企業の労働運動の特殊性の原因は①諸外国に例をみない大企業の系列、下請け支配②企業別組合の存在と産業別団体協約の未確立、の2点にあるとし、大企業の支配と闘い労働者の生活と権利を守りつつ、同時に中小企業の経営を發展させるための多様な取組みの経験を具体的に総括しつつ、産業別統一行動、地域的共同行動の重要性と今後の方向を示している。後者は民主的教師論と自治体労働者論にわかれているが、両者は共に民主的教育、民主的自治体行政に責任をもつ専門職としての特殊性をもつ労働者であり、労働者としての生活と権利を守る要求と教育の反動的再編に反対し国民と共に民主教育を守り發展させる闘いや、「地方行

革」の名による自治体の反動的再編に反対し地域住民と共に自治体行政の民主化の闘いを統一させて闘うことが任務である点で共通している。こうした「民主的労働者論」は諸外国では未確立であり、わが国労働運動の先駆性を示す運動方向である。

おわりに

私は本シリーズの編集委員の一員に加わり、すべての原稿に事前に目を通す光栄によくし、多くのことを学び、視野を大きく広げることができた。編集委員の仕事はそれぞれの原稿について率直な疑問、意見、感想をのべあい、すべての編集委員が一致した意見については筆者に伝え、それにもとづいて手を入れてもらうことである。こうした作業は本シリーズならではのものといえよう。一人でも多くの労働者、活動家、さらには研究者、専門家のみなさんも本シリーズに目をとし、それを通じて「転機に立つ労働運動」の本格的前進の実現に積極的に寄与される事を切望する。

(常任理事・労働者教育協会会長)

次号No.27 (1997年夏季号) の主な内容 (予定)

・ 社会保障・福祉の営利化と公的サービス

唐鎌 直義

〔特集〕「行政改革」と日本の労働者・国民

・ 新多国籍企業段階と「行政改革」

二宮 厚美

・ 省庁統廃合・「地方分権」の意図と本質

浜川 清

・ 労働行政改革の現段階

脇田 滋

・ 「行政改革」と対決し真の行政改革のために

小林 洋二

〔国際・国内動向〕

・ 韓国労働組合運動の現段階

小森 良夫

・ イギリスのホームレス問題

中山 徹

ほか

〔書評〕

・ 前川恭一・山本敏夫著『ドイツ合理化運動の研究』

島崎 晴哉

・ 遠藤幸男著『就業構造の変化と労働者の生活』

斎藤 力

(題はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります)

発行予定日 1997年6月15日



労働行政のあり方に関する研究会編

『「規制緩和」「地方分権」と労働行政のあるべき方向』

日頃、雇用保障や労働者保護の労働行政にたずさわる第一線の職員と、その労働組合（全労働省労働組合）から、いま財界と政府が推進している「規制緩和」路線にたいして、労働行政の本来の役割をはたすために、国家の責任はいかにあるべきか、という視座に立った現状分析と問題提起がなされた。この提起を基軸に据えて、研究者と実務家をふくむ共同の研究が深められ、このたび、「労働行政のあり方に関する研究会報告」にまとめられ、全労働省労働組合を通じて公刊された。

これまで、「規制緩和」にたいする分析研究は、様々ななされているけれども、本報告書は何よりも、労働行政の第一線で、憲法原理にもとづく雇用保障法や労働者保護法の、本来の理念を守る立場で奮闘された生身の体験を土台に、そこから、すべての労働者・国民の未来を、真にゆたかなものにするには、どこが闘いの焦点になるのか、そのポイントを、鮮明に提起したところに特色がある。

I「労働行政のあり方と国の責任」。II「労働行政における規制緩和」。III「労働行政と地方分権」。IV「労働法制のあるべき方向と今後の課題」。これに、補論I「労働行政の実態—職場からの問題提起」。補論II「規制緩和論の背景」。このような構成になっているが、どの章も、歴史的に、綿密な検証が加えられ、国際的な動向と対比した分析と重なり合って、「規制緩和」の全体像を、まざまざと読者の眼の前に呈示する。それぞれについて、データと出典を克明に掲記してあることも、分析の客観性をしっかりと裏づけている。

本書は、臨調行革路線を支えている「ネオ・リベラリズム」（福祉に関する国家の責任の解放）に、正面から対決するイデオロギー闘争が、全篇の基調をなしていて、この角度から問題をとらえなおすことについて学ぶところが大きかった。しかも、「補論」というのが、単なる補論ではない。むしろ本文全体をリードする、真に国民の立場に立った、活きたドキュメントの分析が、豊富に込められている。また、そこから、「地方事務官」問題を中心に「労働行政と地方分権」を論じた本文も、私自身はじめて接した論点で、労働権保障にかかわる国の責任を総合的にとらえる大切な勉強になった。くりかえし読み、討議を深め、運動の前進に役立てる、貴重な理論書である。

（全労働省労働組合・1996年10月刊）

（上条貞夫・理事・弁護士）

全労連女性部編

『仕事・職場と家庭に関する調査』報告書

全労連女性部は、96年8月、『仕事・職場と家庭に関する調査』をまとめ報告書を出版した。92年の『女性労働者の健康・労働・生活実態調査、妊娠・出産とそれにかかわる労働実態調査』報告に続く2回目の調査報告である。回答数は2,224人、内男性は46.9%、女性は53.1%で、男女ほぼ半数ずつとなっている。この調査では、①仕事と職場の環境、②仕事と家庭の両立について、③夫婦間の家庭内役割などについて質問し、回答を男女別、単産男女別、単産年齢別に集計し分析した。

①「仕事と職場の環境」の中では、「職場における女性への差別」について、「差別的扱いがある」との回答は、「昇進・昇任・昇格」52.2%、「人事異動や仕事の内容・分担」49.9%などとなっている。この他、仕事の満足度、セクハラ、お茶くみなどの質問があるが、女性に対する差別は大きく、調査結果からも均等法の実効性が問われる。②「仕事と家庭の両立について」の意識調査では、仕事と家庭・個人生活の関係について、「どちらも同じ比重」が53.4%で最も多く半数を超えている。ついで「家庭・個人生活を重視、優先する」11.8%である。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識では、「同感でき

ない」が61.8%と過半数をしめているものの、「何ともいえない」も33.2%、「同感する」は4.7%となっている(以上数字は男女計)。性別役割分担意識は、男女別の比率をみると、男性の保守的な意識が明確に表されている。③「夫婦間の家庭内役割について」では、「家事を主に妻がしている」は半数を超え最も多い。約20%の家庭では男女各々が家事を分担している。その他、「子どものしつけや教育を主に行う人」、「介護を主に行う人」、「夫婦の別姓について」などの質問がある。

均等法の見直し、労働基準法的女子保護規定撤廃反対の組織をあげての闘いの年に、この調査報告はだされた。職場のあらゆる女性差別が大きいこと、男女役割分担意識はまだ根強く残っており、家事・教育の負担が女性に重くかけられていること、仕事と家庭の両立を可能にする施策としては、保育、学童保育の充実とともに、労働時間短縮、時間外労働の制限が切実な要求であるなど、当面する運動の課題が明らかにされている。

男女平等を実現する課題は、男性労働者ぬきには実現しない。調査の過程で男性の協力を得るための働きかけがなされ、男性の回答が約半数と協力をえられた。それは、今回の調査の特徴のひとつでもある。職場の実態と意識について、それぞれの項目は男女別に集計されて、男女の相違点は興味深い。ジェンダー(社会的・歴史的に形成された女性に対する差別)視点で調査分析をおこなっているが、課題はいっそう明確にされている。当面の闘いにむけて、調査結果は貴重な武器となっている。

(全労連女性部・1996年8月刊)

(桜井 絹江・労働総研常任理事)

日本科学者会議公害環境問題研究委員会編

『21世紀型企業の環境保全戦略』

国民生活蹂躪の政治が続くなかで珍しく政府がアセスメント制度の法制化にむけて動いている。財界などはこの法制化に反対しているのでこれを見る限り企業の環境問題にたいする姿勢が大きく変化しているとは思えない。アセス法制化は経済協力開発機構(OECD)加盟国で環境アセス法がないのは日本だ

けという国際社会からの孤立化をおそれる政府の姿勢であり、この一事をもってしてもわが国の環境問題の取り組みは遅れているし、環境問題が叫ばれるわりには国民要求になり難い状況もある。

しかし、国内の公害闘争は水俣病問題にしる大気汚染問題にしる企業責任が明確化され訴訟は相次いで勝利和解となったし、地球環境問題が21世紀にむけての重要テーマとなるなかで企業活動が環境問題の側面から問われるという時代となったことは確かである。

社会の中心的な生産力を担う企業こそ変わらなければ地球環境は持続できないわけである。

対立から、地球環境の持続のための企業とのパートナーシップへ、本書はこのテーマの可能性にたいして大胆にも挑戦したといえる。13名のさまざまな分野の専門家・活動家の分業のためそれぞれ濃淡はあるものの、いわゆる大企業の民主的規制の地球環境版としては大筋で目的を達した内容となっているといえるのではないだろうか。

しかし、サブタイトルにもある行政の意義と役割について従来の企業よりの政策批判は当然としても、NGO運動が発展して政府の政策転換をはかり文字通りの大企業の民主的規制を実現させる展望についてもふれて欲しかったと思うのは私ばかりではないと思う。

しかし肝心の企業・行政・消費者のパートナーシップのイメージが全体のなかから浮かびあがってこないのはどうしたことだろう。こうした運動論はNGO活動の前進のなかで築かれるものかもしれない。

最近の企業活動と環境問題をめぐる国際的規範などの到達状況や環境保全型企業へのさまざまな試行とその問題点などを総括的に紹介しているのは大いに参考になる。

(水曜社・1996年6月刊)

(館浩道・公害地球環境問題懇談会)

編集後記

国民に9兆円という巨額の負担を課する消費税の増額、特別減税の打ち切り、医療保険の改悪は、97年度予算案をめぐる最大の問題点となっている。中日新聞の最近の調査でも、国民の84%が消費税増額に反対している。また財界からも景気への影響を懸念する声も目立ちはじめている。特集〈消費税と財政民主主義〉の諸論文は、財界首脳や橋本内閣が言う「財政危機」論の本質と狙い、政治・財政運営の方向、財源問題にふれながら、財政民主主義の重要性と緊急性について論を展開している。

豊かな日本の社会のパラドックスである過労死。巻頭論文「過労死の救済と予防」は、この問題をめぐる20年の遺族、職場の同僚、労働組合を軸とした医学者・臨床医師、弁護士・弁護団の取組みが、裁判判決、労働行政に、さらに企業にも影響をあたえる段階にまで発展していることを示し、社会の総力をあげたラストスパートの必要性と課題を提起している。国際・国内動向にも注目を。次号の特集は「『行政改革』と日本の労働者・国民」(仮題)を予定している。(T.U.)

季刊 労働総研クォーターリー No.26 (97年春季号)

1997年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円(郵送料240円)

年間購読料 5,000円(郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振替 00140-5-191839

実践

自治体の情報公開

考え方・すすめ方

原 欣士著

〈四六判・186ページ〉

定価 1,442円

送料 310円

情報公開を実のあるものに!

(管理職として制度の創設から本格実施まで
8年間の体験で綴る内側からの情報公開論。)

- 知る権利と職員の守秘義務の矛盾の解決策。
- 公開にたえられる文書管理システムの構築。
- 庁内部局の調整をどうするか。

〒162 東京都新宿区矢来町123 ☎ 03-3235-5941
FAX 03-3235-5933

自治体研究社

自治体研究社

〒162 東京都新宿区矢来町123
☎ 03-3235-5941、FAX 3235-5933



今日から始める

市町村 財政分析

千波主税著 B5判 定価667円 下240

財政危機の時代に欠かせない財政分析
—それは何を留意したらできるのか、ど
こから始めたらいいのか。財政のプロが
はじめの一步から解説する入門書。



スウェーデンの

高齢者ケア

高齢者を支える
民主主義の土壌

訓覇法子著 四六判 定価1,226円 下310

スウェーデンの大学に籍を置く著者が、
高齢者介護サービスの歴史とその実際を
解説し、税負担と福祉の關係に踏み込ん
で、なぜ「福祉国家」を国民が支持する
のかを説く。福祉制度の岐路が言われる
いま、福祉の積極性を学べる一冊。

第1章 エーデル改革とスウェーデンの

高齢者福祉サービス

第2章 在宅介護サービスの実際

第3章 福祉国家を愛する人々

第4章 スウェーデン社会の価値観—学

校教育と関連づけて—

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.26 Spring Issue

Contents

- * Prevention and Relief of Death by Overwork Shinya Yamada

Special Article : Consumption Tax and Financial Democracy

- * The Theory of "Financial Crisis" in Japan and Workers and People Tomoyoshi Sumi
* Government and Financial Circles' Financial Policy and People's Struggle against Consumption Tax Haruo Murakami
* Resources for Social Security and Budget for Fis. 1997
—Criticism on "6 Reform Programmes" of Hashimoto Cabinet
Devotedly Practicing Financial Circles' Strategies— Kazuyuki Kusajima

Information at Home and Abroad

- * Our Views on Italian Labour Movement Tadao Takagi
* International Symposium Held by Doshisha University
—Comparative Study on "Labour, Rehabilitation, Welfare in Japan and Sweden"— Susumu Takashima
* Report on Deliberations at 93rd Convention of Japan Society for the study of Social Policy Hirokazu Shoji
* Industrial Hollowing and Employment Problems
—Gifu Prefecture as an Example— Takayuki Kimura

Book Review:

- * "Labour Movement Series" in 15 Volumes Seijin Tsujioka

Introduction of New Publications:

- * "Deregulation, Decentralization of Authority, Rightful Directions of Labour Administration" Edited by Society for the Study of Labour Administration Sadao Kamijo
* Report on "The Survey of Work, Workplace and Household" by Women's Dept. of Zenroren Kinue Sakurai
* "Environmental Preservation Planned by Japanese 21st-Century-Model Enterprises" by Study Group on Environmental Pollution, Japan Council of Scientists Hiromichi Tachi

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーター No.26 頒価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)